

第2章 アルトジウスの政治学

『政治学』の各版の献辞と序文、とりわけ人民主権の原則の強調

[GA18/GF33] はじめにアルトジウスの『政治学』の内容をみてみよう。そうすると、著者自身がすでに第1版序文⁶³で、全体系を紹介しながら、「人民主権」⁶⁴の思想の貫徹を著書の主要な特色であると述べている。

彼は、自分と親戚関係にある親しい二人の実務法律家への献呈の辞の中で、その研究の計画と方法とを説明し、その困難さを述べ、その弱さのいいわけをしている。「なにより私は、完全に純化された、厳密に論理的に整理された政治学の体系を作ろうとしています。その上、一方では、従来の神学的、倫理的、法学的な混交を排除することが必要ですが、他方では、神学、哲学、法学によって奪われた政治学の素材をもう一度取戻さなければなりません。」⁶⁵生活においても実際においても、いうまでもないことだが、いろいろな学問は互いに分離されないし、その上、一緒に扱われるはずである。理論は、それに対して、その内的な関連を無視することなく、その間にたしかな限界を引き、それを守るはずである。どの学問も、その学問に固有な手段によってそれに固有な問題しか解決出来ない。先決問題の解決は別な学問から受け取らなければならない。そのように、哲学と神学が自然の倫理法則と啓示された神の律法を確定しなければならないから、政治学にとって哲学と神学は根本的な学問である。しかし、道徳、とりわけ十戒を社会生活に応用するのは政治学の仕事である。逆に、政治学は、しばしば、法学の基礎をすえなければならない。というのは、法学の目的は、

⁶³ 訳注 Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 3 ff.; Preface to the First Edition by Carney, p. 3 ff.; AP by Wolf, S. 104 ff.

⁶⁴ 訳注 ギールケは、人民主権を Volkssouveränität といい Volkssouveränität とっていない。

⁶⁵ 訳注 括弧で括られた箇所は、実際には接続法第一式の間接話法によるが、直接話法にしてみた。というのは、ギールケはあたかもアルトジウスが述べたかのように表現しているからである。ところが、アルトジウスが二人の親類の友人たちに献呈したとっている『政治学』第1版序文にそのままの内容を見出すことは出来ない。そのために、ギールケの紹介する内容は、序文の内容と無関係ではないとしても、かなり自由に描かれている。

法 (jus) を事実 (factum) から引き出すことであり⁶⁶、獲得された規範にしたがって人間の行動を法的に判断することだからである (de jure et merito facti in humana vita iudicet⁶⁷). しかし、生活の出来事知識そのものを法学はそれ自体のうちから汲み取るのではなく、[GA19 / GF34] 別な学問から得るのである。それに対して、政治学の目的は、社会と社会生活 (das sociale Körper und Leben) を合目的的に制度化し維持するために議論することである (「それは、結合体あるいは人間社会、そして社会的な生活が、私たちの利益のために制度化され、これ自体に役立ち、有用で、必要な手段によって維持されることを目的とする」 (ut consociatio⁶⁸, humanave⁶⁹ societas et vita socialis bono nostro instituat et conservetur mediis ad hoc ipsum aptis,

⁶⁶ 訳注 「法学の目的は、事実 (factum) から法 (jus) を上手く引き出し組織立てることであり、そして、そのようにして権利と罰について人間生活における事実を判断することである」 (Jurisprudentiae finis est, ut ex facto jus scite deducat concludat, atque ita de jure et merito facti in humana vita iudicet, in: Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 4). この箇所に対応するヴォルフ訳による第1版序文は次のようにいう。すなわち、「法学の目的は、生活の事実から法を引き出し、そのようにして得られた規則にしたがって人間の行動を評価することである」 (Das Ziel der Rechtswissenschaft ist nun, das Recht aus den Lebensstatsachen herzuleiten und nach den so gewonnenen Regeln die menschlichen Handlungen zu beurteilen, in: Vorrede, in: AP by Wolf, S. 107). ラテン語版では単に「事実」 (factum) といわれているところが、ヴォルフの訳による第1版序文では「生活の事実」 (Lebensstatsachen) というように解説的になっている。なお、factum は「事実」とも「行為」とも訳せる言葉である。ヴォルフにならえば「事実」が適切だが、必ずしもそう言い切れない場合があり、以下の叙述に際し適宜使い分けをする。

また、Note 1, in: Preface to the First Edition by Carney, p. 5; Note 5, in: AP by Carney, p. 18 は、アルトジウスの jus の言葉には、「権利」 (right) と「法」 (law) の二つの面があるという。

⁶⁷ 訳注 ラテン語句の訳については前注を参照。

⁶⁸ 訳注 consociatio を「結合体」と訳していいかどうかは難しい問題である。AP by Carney のように、それを association と訳した場合、association を構成する人々の自由意志が前提されているように思われる。問題は、ルソーのように自由意志をもった人々の契約としてかかる「結合体」が考えられていたかどうかである。Winters, S. 171 f. は、consociatio を「生活共同体」 (Lebensgemeinschaft) と訳しているが、アルトジウスの consociatio の中に自由意志を読み取ることに否定的である (S. 171 f.). 同じく、フリードリヒは、アルトジウスが自由意志を知らなかったし知ることが出来なかったと指摘して、ルソーとの違いを述べている (AP by Friedrich, p. lxix). ヴァルターも否定的である (Walther, S. 135). しかしながら、アルトジウスは、『権利と裁判』で、「自発的な意志」による契約概念に基づく「市民的結合体」(訳注 155, 174 参照) を主張している。この主張は注目されるべきである。

⁶⁹ 訳注 humanave は humana と ve からなるから、ve に注意する。ve は「あるいは」「あるいはあなたが望むなら」「お好きなように」を意味する。そうすると、consociatio, humanave

utilibus et necessariis)⁷⁰。それゆえに、政治学は、法を始めに作り出す根本的な出来事の一つを取り扱っている。アルトジウスは、したがって、一方では、ボダン (Bodin) とグレゴリウス (Gregorius)⁷¹ が国家論の叙述の中に純粹に法学的な問題を引っ張り込んでいると非難し、他方で、われわれが今日いうように、法律家が一般国法学をも扱うのは法律家の行過ぎだともみている。彼自身が述べるところによれば、この争点になっている分野は、主権 (majestas⁷²) すなわち統治権 (Staatsgewalt) の発生、本質、構成要素を探求するのである。ただ、主権的権利 (Majestätsrechten)⁷³ と、それに関して人民 (Volk) と支配者の間で結ばれた契約から、個々の

societas et vita socialis の構造は次のようになる。すなわち、consociatio と humana societas は「あるいは」の関係にあり、次に vita socialis がある。したがって、訳者は、consociatio, humanave societas et vita socialis を二つの事柄の並列的な関係でとらえる。つまり一つは「結合体あるいは人間社会」であり、もう一つは「社会的な生活」である。こうした二つがいわれている。こう訳すことがギールケの本文（「社会と社会的な生活」）とも一致する。しかし、Preface to the First Edition by Carney, p.5 が、該当箇所を association, human society, and social life すなわち「結社、人間社会、そして社会生活」というように、はっきりと三つに並列的に訳しているの、それは問題であるといわざるを得ない。

⁷⁰ 訳注 Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 4; Preface to the First Edition by Carney, p. 5. さて、このラテン語節の該当箇所のヴォルフのドイツ語訳はかなり意識されている。すなわち、「人間の共同生活は、なにか固有なものであって、それが組織され維持される原則は、その固有なもの自体からのみ認識されうる」(daß das Gemeinschaftsleben der Menschen etwas eigentümliches ist und die Grundsätze, nach denen es eingerichtet und erhalten wird, nur aus ihm selbst erkannt werden können, in: AP by Wolf, S. 107).

⁷¹ 訳注 Gregorius, Peteru はポンタムソン (Pont-à-Mousson) のジェスイット派学校の法学教授 (AP by Carney, p. xxv).

⁷² 訳注 Bodin, Les six Livres, Livre 1, Chapitre VIII, Poche, p. 111 は majestas を souveraineté (主権) と呼んでいる。

⁷³ 訳注 「主権的権利」とはなにか。

(1) 「権利」は複数形であるから正確には Majestätsrechten を「主権的諸権利」というべきであるが、特に複数形で表現する必要がない場合には単に「主権的権利」という。

ところで困ったことに、ギールケが「主権的権利」についていっている『政治学』の第1版序文の該当箇所には「主権的権利」のラテン語の言葉はない。あるのは、あえて訳せば「主権の諸源泉」あるいは「主権的諸源泉」である。それはラテン語では capita majestatis (Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 5) であり、英訳では sources of sovereignty (Preface to the First Edition by Carney, p. 6) である。「諸源泉」(capita) はいうまでもなく「源泉」(caput) の複数形であるが、主権の「源泉」が複数である理由がとくに論じられているわけではない。そして、

「源泉」という言葉が出ているのはこの第1版序文の中で、近接した三箇所である。

「源泉」の言葉にどのような意味があるのかははっきりしないが、参考になりそうなものは「この主権の諸源泉から法／権利が現れる」(ex hisce majestatis capitibus jus oriatur)の箇所と「主権の諸源泉と主権的権利を政治学の方に渡した」(majestatis capita et jura ad politicam retuli)の箇所である。そしてこれらの言及のすぐ後で、アルトジウスは、ボダンが「それら〔主権的権利(jura majestatis)]を王国あるいは人民に帰属させていない」といって彼を批判している。

ところで、アルトジウスは政治学と法学の区別と関係にかかわって第1版序文で次のようにいう。すなわち、「政治学者(politicus)は、正しく、なにが主権の源泉であるかを論じ、そして、なにが組織されるべき国家について本質的なものであるかを尋ね判断する。法律家は、しかし、将来、これらの主権の源泉から、そして人民と君主との間に結ばれた契約〔統治契約〕から、法／権利(jus)が現れてくることを詳細に論じる。どちらも、それゆえに、正しく〔論じている〕。前者は、事実について、後者は、前者の法／権利について」(Politicus enim recte quid et quae sint capita majestatis docet, atque quid ad Rempublicam constituendam essentialia sit, inquirat et judicat. Jurisconsultus vero quondam ex hisce majestatis capitibus in quoque contractu inter populum et principem jus oriatur, accurate disserit. Uterque igitur recte. Ille de facto, hic de jure illius, in: Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 5). そして、彼は、「主権の源泉と主権的権利を政治学の方に渡した」(Majestatis capita et jura ad politicam retuli), さらに、「これら〔主権の源泉と主権的権利〕を王国すなわち国家と人民に帰属させた」(haec regno seu Reipublicae et populo attribui)といている(Praefatio primae editionis by Friedrich, p.5).

こうしてみると、法学は「主権の源泉」と統治契約から由来した「法／権利」を論じるが、政治学は「主権の源泉と主権的権利」を分析するので、二つの学問の住み分けは明確である。そして、アルトジウスは「主権的権利」を「主権の源泉」と同様人民に帰属させているから、その「主権的権利」からも「法／権利」が由来するというべきであろう。「主権的権利」を「主権の源泉」とまったく別物と理解する必要はなさそうである。ギールケは、「主権の源泉」と「主権的権利」とは同じものの異なる側面を表すと考えたに違いない。なお今後の研究が必要であろう。

(2) ヴォルフは、第1版序文のドイツ語訳で、「主権の源泉」を重視していないようである。というのは、第一に、前記第1版序文の「主権の源泉」の最初に出てくる quid et quae sint capita majestatis docet を「どんな特徴が最高権力(die höchste Gewalt)にあるか」と訳しているからである。第二に、同序文の ex hisce majestatis capitibus を「政治的な諸事情から」と訳しているからである。そして、第三に、同序文の majestatis capita et jura を「最高権力」にまとめていて、特にcapitaを訳出していないからである。こうしてみると、アルトジウスは「主権の源泉」を特に主権との関係で際立たせようとしているとはいえない。そして、「主権的権利」すなわち jura majestatis についても簡単に「最高権力」というだけである。少なくとも、ギールケは、本文で jura et capita majestatis といって jura と capita に注目しているが、ヴォルフではそうしたものはなく、「最高権力」だけで十分と考えているのかもしれない。ヴォルフが問題提起しているのかどうかは今後の課題の一つであろう。

(3) AP by Carney の索引の項目 rights of sovereignty を参考にしていけば、アルトジウスが本文で頻繁に用いるのは「主権的権利」(jura majestatis)である(『政治学』第9章第19, 23節；

権利関係を演繹すること、これを彼は法学の課題としている。その上で、彼は、「主権的権利と主権の源泉」(jura et capita majestatis⁷⁴)に関する理論がまさに固有に、政治学そのものの主題であり根本テーマであるといっている。この理論によって政治学は立ちもし倒れもするのである。政治学のこの理論を取り戻すことが、なによりも彼の関心のあるところである⁷⁵。

第17章第30, 56節；第18章第15, 84, 85節；第19章第49節；第39章第18, 32節) (AP, C. IX, § 19, 23; C. XVII, § 30, 56; C. XVIII, § 15, 84, 85; C. XIX, § 49; C. XXXIX, § 18, 32)。しかし、アルトジウス自身が作成した AP の索引では、複数形の「主権的権利」の項目はなく、単数形の「主権的法」(jus majestatis) の項目があり、単数形では本文の2ヶ所が指示されているが(『政治学』第9章第13, 15節) (AP, C. IX, § 13, 15), しかし実際にはその他にも用いられている(『政治学』第9章第18, 20, 34節；第10章第1節；第38章第127節) (AP, C. IX, § 18, 20, 34; C. X, § 1; C. XXXVIII, § 127)。興味深いのは、アルトジウスが索引で「主権的法」の例示として掲げた中の一つである『政治学』第9章第15節 (AP, C. IX, § 15) である。そこには、「主権的法」(jus majestatis) の言葉そのものは出ていない。出ているのは「主権」(majestas) である。この「主権」概念を解説するアルトジウスの次の文章は重要である。すなわち、「私たちが結合体全体の『生活の需要を給するもの(βιαρκείαν), オイタルケイアン(εὐταρκείαν), よき規律(εὐταξίαν), よき秩序(εὐνομίαν)』と呼んで来たところのこの王国の法(jus regni)は、それ自体明らかな属性を持っていて、しかも、結合体の一人の構成員の行動をあるいはその構成員全体の行動をそうした属性に向けて整えるものである。そして、彼らにふさわしい務を命ずるのである。それゆえに、この王国の法は、一般的な命令権(potestas imperandi universalis)と呼ばれ、この権力は、上位の他の権力、あるいは同等の権力、あるいは仲間の権力を認めるものではない。そして、一般的な裁判権のこの最高の法が、主権の形式であり主権の実体的な本質である」(『政治学』第9章第15節) (Hoc jus regni quod diximus, βιαρκείαν, εὐταρκείαν, εὐταξίαν, et εὐνομίαν universalis consociationis, sibi propositas habet, atque ad eas singulorum et universorum membrorum suorum actiones dirigit, iisque convenientia officia praescribit. Ideo potestas imperandi universalis dicitur, quae aliam superiorem, vel parem, aut sociam non agnoscit. Atque hoc supremum jurisdictionis universalis jus, est forma et substantialis essentia majestatis, in: AP, C. IX, § 15)。

こうしてみると、アルトジウスは、「主権的法」を指示しながら「主権」の属性そのものを語っている。それゆえに、「主権的法」と「主権的権利」に違いはないというべきである。結局、ライプシュタインが複数形の「主権的権利」を「主権の個別的な表現形式」と解説するところに落ち着く(Cf. RA, S. 209)。

なお、βιαρκείαν, εὐταρκείαν, εὐταξίαν, et εὐνομίαν のギリシャ語の日本語訳は難しい。AP by Carney, C. IX, § 15はこれら四つのギリシャ語を掲記しないで該当箇所を good order, proper discipline, and the supplying of provisions と三つの英語の語句に訳している。

⁷⁴ 訳注 原文では、語順が違う。すなわち, majestatis capita et jura である。しかし、意味に違いは生じない。

⁷⁵ 訳注 (1)アルトジウスは、「政治学」を定義して次のようにいっている。Politica est ars homines ad vitam socialem inter se constituendam, colendam et conservandam consociandi, in: AP, C. I,

そして、ここで今や、彼は、明らかに、とりわけボダンによって述べられたような支配学説から根本的に離れている。というのは、わずかな同志たちと共に、彼は、主権的権利を、支配者ではなく完全に人民に与えているからである。主権的権利は、社会的な体（共に生きる人々の体(*corpus symbioticum*⁷⁶）には不可欠であり、絶対に固有なものである。主権的権

§ 1. フリードリヒはここで使われた *ars* を「知識」(*science*, in: AP by Friedrich, p. lxvii) と訳している。ところが、ヴォルフは政治学を「結合することの術」(*Kunst der Zusammenfügung*, in: AP by Wolf, S. 112) というように、*ars* を「術」と理解している。そうすると、*ars* は「知識」と「術」の両面をあわせ持つというのはたしかである。*ars* の訳語としては「実践的知識」という意味で「術」を使いたい。この節の訳は次のようになる。すなわち、「政治学は、人々の間に組織立てられ、営まれ、守られるべき社会生活に向けて人々を結合する術である」(『政治学』第1章第1節)。

(2)『権利と裁判』には次の文章がある。*Dicaeologica est ars Juris in symbiosi humana bene colendi, vel ars negotii symbiotici et juris bene exercendi, Eodem sensu nomica, dicaeonomica, nomologica, nomothetica, dicaeopractica vocari potest. Unde homo justitiam hanc externam colens, justus dicitur, Aliis in locis vocatur tropice civilis sapientia, scientia juris, jurisprudentia, vitae regula, studium*, in: AD, Libri I, C. I, § 1-2. 意味は次のようになる。「*dicaeologica* は、人の共生に関し法をよく執り行う術である、また、共生の事務と法をよく執行する術である。それは、同じ意味で、法的な術 (*nomica*)、権利と裁判に関する法的な術 (*dicaeonomica*)、法的な論理の術 (*nomologica*)、法として定められたものの術 (*nomothetica*)、権利と裁判に関する実際の術 (*dicaeopractica*) と呼ばれる。それゆえに、このような外面的な正義を執行する人が公正だといわれる。〔その術〕は、他の場合には、比喩的に市民の英知、法の知識 (*scientia juris*)、法学、生活のきまり、〔法の〕研究と呼ばれる」(『権利と裁判』第1篇第1章第1-2節)。

この文章には、アルトジウスの正義論が語られていると Winters, S. 138 がいうのもうなずける。そして、AP by Carney, p. 217 が、*dicaeologica* を a theory of justice 「正義の理論」と解説するのももっともである。Wieacker, S. 287 は *Dicaeologia Juris* といっていて、*Dicaeologica* といっていない。ヴィーアッカー著鈴木訳、330 頁は「法の正義学」としている。

⁷⁶ 訳注 このラテン語そのものは第1版序文にはみられない。ギールケの造語かもしれない。しかし、*symbioticus* は *consociatio* と並んでアルトジウスの政治学のキー概念の一つである。

(1) アルトジウスは訳注 75 の(1)のラテン語文章の次に、「そこから、それ〔政治学〕は *συμβιωτική* (*symbiotike*) といわれる」(Unde *συμβιωτική* vocatur) と付け加えている。フリードリヒは、この付加された文章を次のように訳する。すなわち、「それは、共に生きることにかかわるそうした物事の知識 (*science*) といわれる」(AP by Friedrich, p. lxvii)。したがって、フリードリヒによれば、*συμβιωτική* (*symbiotike*) は「共に生きること」「共生」(*the living together*) を意味する。ヴォルフは、該当箇所を「人間が共に生きること」(*Zusammenleben der Menschen*, in: AP by Wolf, S. 112) と訳している。

利は、体の精神、魂、命の息吹である。体がそれらを所持しているときだけ、体は生き、それらが失われれば滅びるか、それともやはり「国家」(Respublica)の名に値しないものになる

それでは、*συμβιωτική* (*symbiotike*) とはどのような言葉であろうか。このギリシャ語は辞書にはない。しかし、*συμβιωτική* (*symbiotike*) は *συμ-βιωτική* (*sym-biotike*) からなると推測して辞書を見ると、近い言葉で *βιωτικός* (*biotikos*) というのがある。この *βιωτικός* (*biotikos*) は男性主格単数の形容詞で、*of or pertaining to life* 「生活にかかわる」を意味する。そして、その女性主格単数は *βιωτική* (*biotike*) である。その名詞化の意味は「生活にかかわること」である。そうすると、アルトジウスのいう *συμβιωτική* (*symbiotike*) は *συμ-* (*sym-*) によって「共に」の意味が付加された *συμβιωτικός* (*symbiotikos*) と同じになると考えられる。彼は造語した。

アルトジウスが *συμβιωτική* (*symbiotike*) についていう文脈が大切に思われる。すでに述べたが、彼は、「それ〔政治学〕は *συμβιωτική* (*symbiotike*) といわれる」といっている。この文章の主語「それ」とは「政治学」(*politica*) であり、文法的には女性主格単数である。もしこういえるならば、アルトジウスの合成した *συμβιωτική* (*symbiotike*) は、*συμβιωτικός* (*symbiotikos*) と同じ単語で変化形において相違するだけにほかならないから、アルトジウスの合成した *συμβιωτική* (*symbiotike*) は「共に生活にかかわること」を表すはずである。

また、アルトジウスは *symbioticus* とその複数形 *symbiotici* も用いている。この造語も *bioticus* から考えてみたい。Lewis-Short Latin によれば、*bioticus* は *βιωτικός* (*biotikos*) と同じである。そのラテン語の意味は、形容詞では *of or belonging to common life, used in common life* 「共なる生活に関係する」「共なる生活で用いられる」である。したがって、前述した *βιωτικός* (*biotikos*) の意味である *of or pertaining to life* 「生活にかかわる」と同じである。それゆえに、アルトジウスの合成した *symbioticus* は、形容詞でなら「共に生活にかかわる」「共生的」、名詞化されたなら「共に生活にかかわること」「共生」である。そして、アルトジウスは *symbioticus* を人間にかかわって複数形 *symbiotici* で用いることもあるから、その場合には *symbiotici* は「共に生活する人々」「共に生きる人々」「共生の人々」となる。

(2) こうしてみると、アルトジウスが *συμβιωτική* (*symbiotike*) とか *symbioticus* という言葉でいうところの中心的なことは、*συμβιώνω* (*symbioo*) すなわち「共に生きる」(*to live with*) (Liddell-Scott Gr-En) に由来するのではないであろうか。

試みに Webster's Third New International Dictionary で英語の *symbiosis* をみると、それはギリシア語 *symbiōsis* の影響を受けたラテン語 *symbiosis* と同じ意味を持ち、*state of living together* 「共に生きる状態」をいうとある。AP by Carney, p. 17, note 2 は、ラテン語 *symbiosis* を *living together* 「共に生きること」と訳し、田中『羅和辞典』は「共生」と訳している。そしてヴィンタースは、アルトジウスの理解する人間は、「市民的動物」(*civile animal*) であり、その意味として、「共同体への本能、いわば共同の欲求を持ったもの (*appetites societatis*) を備えられた存在」である、「共同体の欲求は人間に天性的である」という (Winters, S. 178)。そうすると、アルトジウスは *συμ-* (*sym-*) によって、*βιωτικός* (*biotikos*) 「生活にかかわること」だけでなく、「共に生きること」「共生」すなわち「共同体への欲求」の側面を強く言い表したといえるに違いない。

るかである。その管理人は、もちろん最高執政官 (ein höchster Magistrat⁷⁷) である。しかし、その所有権と用益権は、分離されることなく全体としての人民に (beim Volke in seiner Gesamtheit) (人民全体に、結合体一般に、王国そのものに (beim populus universus, der consociatio universalis, dem regnum ipsum)⁷⁸) ある。実際、人民がそれらを放棄し、他者に譲り渡し委ねようとしても、人民はこうしたことを決してなしえないほどに、それらは人民に固有である。それは、だれでも自分に固有な命を他者に分け与えることが出来ないのと同じである。人民は、考えられる唯一の [GA20] 主権の源泉 (Quelle) であるように、考えられる永続的なその唯一の主体であり、その不死性において主権を維持し守るのである。しかし、こうして委託されたものが脱落するあるいはその権利を失うやいなや、その行使も人民は取戻しそれを新しく授ける。そして、これらの権利の性質は、個人のそれらに対する一切の取引と [GF35] 一切の所有とを排除するから、すでに、そのような所有の篡奪によって、支配者は、自ら

⁷⁷ 訳注 Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 5 では *summus magistratus* といわれる。「最高執政官」の用語はこれから何度も出てくる。

⁷⁸ 訳注 「人民全体に、一般的な結合体に、王国そのものに」 (beim populus universus, der consociatio universalis, dem regnum ipsum) は、ラテン語句をドイツ語中に組み込んで用いられたものであって、アルトジウスのテキストからの引用句ではない。この出典の問題は別として、ここでは *universus* と *universalis* が同時に用いられていることに注意したい。一つには、*universus* と *universalis* で意味に違いはないようである。アルトジウスは違った言葉を用いてその意味を重ねる傾向を持っているので、前者を「全体の」、後者を「一般的な」と区別して訳した。なお、日本語で「一般的な」と「普遍的な」とは表現は異なるが、意味において違いはないから、以下訳において「一般的な」と「普遍的な」を適宜用いる。二つには、ギールケは、「全体としての人民」を解説する仕方、「人民全体に、結合体一般に、王国そのものに」言及しているのだが、第1版序文では、「結合体一般に」の言葉はない。三つには、本文の文脈と序文の間に相違はないが、重要な箇所なので以下訳出しておく。すなわち、「私は、君主あるいは最高執政官がこれらの権利の管理人、執行者、支配人であることを認める。しかしながら、その上、もし望んだとしても、これら (hisce) を放棄し、他者に移転し、譲渡することは決して出来ないほどに、それらの所有権と用益権とを、むしろ、法的には、王国もしくは人民全体 (*populus universus*) のものにしたい。それは、各人が持っている命を他者と共有できないのと同じである」 (Concedo horum jurium principem seu summum magistratum esse dispensatorem, administratorem, vel procuratorem. Proprietatem vero illorum et usumfructum adeo jure ad regnum seu populum universum pertinere contendo, ut hisce etiam si velit, se abdicare, eaque in alium transferre et alienare nequaquam possit, non minus quam vitam quam quisque habet, alio communicare potest, in: Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 5).

(eo ipso) 支配者であることを止めて、私人と専制者⁷⁹になるのである！

こうした人民主権に関する叙述を、アルトジウスはその『政治学』の第2版序文⁸⁰の中に、本質的でない改訂を加えながら取り入れている（続く版でも繰り返している）。その叙述は、しかし、さらにたくさんの省略と変更をうけた言い方でいっそう鋭く現われているだけでなく、とりわけ「フリー河とラウヴァー湖の間のフリースラントの貴顕な方々⁸¹」(erlauchte Stände Friesland zwischen Vli-Strom und Lauwer-Zee) へのよく推敲された書簡の献呈と関連づけられる。アルトジウスは彼らに向かって弁論巧みにこう呼びかけている。「フリースラントその他のオランダの自由はこの基礎の上にあります、そして、連合地方が、全人民のためにスペインからの輝かしい解放を通して打ち建ててきたもの以上に、この思想の正しい、賢明な、力強い具体化の輝かしい事例は存在しません。」

アルトジウスは、そのように最初に言及された計画を実際忠実に守った。彼の [GA21] 鉄のごとくどこまでも貫く人民主権論は、いつも社会的組織体を成り立たせる中心をなしている。この組織体を彼は今や下から内から築き上げる。

社会的結合体一般に関する理論、契約の原則、そして連邦主義的な構成の原則

第1章において、彼は、まず政治学の対象として社会生活への統合を叙述し、その後で「結合体」(consociatio) 一般の本質を扱う。彼はここで、後のすべての叙述にとって決定的な

⁷⁹ 訳注 「私人」(privates) と「専制者」(tyrannus) のラテン語は Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 5 を参照。

⁸⁰ 訳注 Praefatio secundae editionis by Friedrich, p. 7 ff.

⁸¹ 訳注 「貴顕な方々」と訳した erlauchte Stände に当たるラテン語は illustres ordines である。illustres の原形の illustris には honorable の意味がある。そして ordines の原形の ordo には多様な意味があるが、ギールケの用いた Stände に即して考えると、ordo は等族というよりは貴顕な「地位の人々」をいうのではないかと思う。GF35 は、ギールケの文章をそのまま英語に直している。すなわち、Honorable Estates of Friesland between Vlie-Strom and Lauwer-Zee. 次に、第2版序文の献呈の辞を詳しくみると、次のようになっている。「フレウウム〔地方〕とラヴィカム〔地方〕に挟まれたフリシイ〔地方〕の、深く尊敬されるべき支配者にして貴顕な方々へ」(Ad ILLUSTRIS FRISEAE inter Flevum et Lavicam ORDINES, Dominos suos plurimum colendos, in: Praefatio secundae editionis by Friedrich, p. 7).

図式を提示する。統合へ駆り立てるものは必要性である。つまり、統合それ自体は、暗黙の契約あるいは明示的な契約によって行われる。契約によって、その参加者は生活の仲間（共に生きている人々 (symbiotici)）になる。彼らは、社会生活にとって有用なものの必要なものの共有化 (Vergemeinschaftung)（共に与ること (communicatio⁸²)）のために相互に義務を負っている。共有化 (Gemeinschaft) (κοινωνία⁸³) は、事物、奉仕、権利 (Sache, Dienste und Rechte⁸⁴) に及ぶ。それは、二種類の社会規範 (gesellschaftliche Normen)（結合体の法 (leges consociationis)）によって統制される。第一に、共同体法 (Gemeinschaftsgesetze)（共有化の法 (leges communicationis)）は、共有化の内容と限界を定めなければならない。第二に、行政法 (Verwaltungsgesetze)（指導と統治の法 (leges directionis et gubernationis)）は、共有になった諸

⁸² 訳注 communicatio はアルトジウスにとってキー概念の一つである。

ギールケは、Vergemeinschaftung という言葉を造語している。そして communicatio の訳語だと明示している。そこで、ギールケの文脈を考えてラテン語の名詞 communicatio とその動詞 communico に注意したい。田中『羅和辞典』によれば、communico は、①「共同する、一にする、共にあずかる、共有する」の他に、②「ある人に伝達する」を意味する。そして、同辞典は、②に対応するように、その名詞の communicatio として「伝達、報知」を掲げているが、①に対応するものを掲げていない。Menge-Gütling Latein も田中『羅和辞典』と同じである。ところが、Lewis Latin は、communicatio の意味として始めに「共にすること、分かち合うこと」(a making common, imparting) を掲げ、それから「伝達すること」(communicating) を掲げる。こうした流れを振り返ると、ギールケは、Lewis Latin の線で考えているのではないかと思う。そして、GF35 が Vergemeinschaftung を communion (communicatio) として英訳したとき、彼も Lewis Latin の線に立っている。communion とは「共有、参与」を意味するからである。

なお、Note 8, in: AP by Carney, C. I, § 7 が、communicatio の訳語である communication を注釈して、sharing（分け合うこと、共にすること、共有すること）というのは納得できる。そのために、アルトジウスの本文で、communicatio を communication と訳しているからといって、その意味を「伝達」ととることに慎重であるべきだろう。

以上のことは後の訳注 111 で再度議論される。

⁸³ 訳注 κοινωνία (koinonia) は「交わり」を意味する。

⁸⁴ 訳注 Sache, Dienste und Rechte に当たる原語は『政治学』第1章第7節 (AP, C. I, § 7) では res, opera, jura communia である。そして、res, opera, jura communia を、AP by Carney, C. I, § 7 は things, services, common rights と英訳し、GF35 は interests, duties and rights と英訳している。「権利」としたことで一致があるが、res, opera では一致はない。そのために、訳者は、とりあえず、ギールケのドイツ語のまま「事物、奉仕」と訳すこととする。

領域の行政を定めなければならない⁸⁵。その際、どの団体にも、その固有法 (*lex propria*) が妥当し、すべての団体に、しかし、支配者と服従者の区別を前提とする共通法 (*lex communis*) が妥当する。支配は、全体の幸福 (*Wohl*) のために奉仕し配慮し、服従は、保障された保護と庇護に報いるものである。[GF36] すべての支配に対すると同様すべての結合の動力因 (*causa efficiens*) は、関与者の同意であり、最終目的は共通な幸福である。しかし、その最終的な根

⁸⁵ 訳注 ギールケが「社会規範」として指摘した二つの区別は重要である。すなわち、*gesellschaftliche Normen* (*leges consociationis*) の中に *Gemeinschaftsgesetze* (*leges communicationis*) と *Verwaltungsgesetze* (*leges directionis et gubernationis*) を持ち込んだからである。

(1) アルトジウスの『政治学』の索引は、*leges consociationis* については『政治学』第1章第19節 (AP, C. I, § 19) を指示し、*leges communicationis* については『政治学』第1章第20節 (AP, C. I, § 20) を指示している。そして、第19節は *leges consociationis* すなわち「結合体の法」を、結合体に「固有なもの」(*peculiares*) という。したがって、共有化の課題を他の結合体ではなく固有な結合体において問題としている。その上で、*leges communicationis* すなわち「共有化の法」が述べられる。つまり、「事物、役目、奉仕、訴訟 (*actiones*) の共有化がそれによって行われるところの法は、共に生きる人々の間に幸福と責任が、その結合体の天賦のものと本性にしたがって配分され提供されるところにある」(『政治学』第1章第20節) (*Leges, quibus rerum, ministeriorum, operarum et actionum communicatio fit, sunt, juxta quas commoda et onera inter symbioticos pro indigentia et natura cujusque consociationis distribuuntur et conferuntur, in: AP, C. I, § 20*).

(2) アルトジウスは『政治学』の中で「法の共有」(*juris communio*) について以下のようにいう。「法の共有は、共に生きる人々が、自己の間で公正な法にしたがって、共同生活において生き永らえ、統治されるようにして行われる。この結合体と共生の法令 (*lex*) は、共に生きる人の法 (*jus*) といわれる。／このように、法令は二つある。一つは、社会生活の指導と統治 (*directio et gubernatio*) を促進する。もう一つは、共に生きる人々の間に事物と奉仕を共有化する理由と方法を定める」(『政治学』第1章第10節) (*Juris communio est, qua symbiotici justis inter se legibus in communi vita vivunt et reguntur. Vocatur lex consociationis et symbiosis, jus symbioticum, / Lex ejusmodi est duplex: quaedam enim socialis vitae directioni et gubernationi inservit: quaedam vero rationem atque modum res et operas communicandi inter symbioticos praescribit, in: AP by Friedrich, C. I, § 10*).

(3) ギールケの二種類の社会規範の考え方をアルトジウスの二つの法令のそれと比較してみよう。たしかにギールケは、「共同体法」(共有化の法) と「行政法」(指導と統治の法) を区別し、アルトジウスもまた、「社会生活の指導と統治を促進する」法と「共に生きる人々の間に事物と奉仕を共有化する理由と方法を定める」法を区別している。しかし、二人の使う用語の間に概念上明確な対応関係を見ることはできない。それにもかかわらず、ギールケは、アルトジウスのいう区別の中に、立法行為と行政行為の機能的な相違があることに着目している。

扱は、自然の中に啓示されるように神の世界秩序の中にある。

諸結合体の分類とその階層性

以下の章で、著者は、「結合体の諸形態」(species consociationis)を扱う。すなわち、家族(Familie)、団体(Korporation)、共同体(Gemeinde)、地方(Provinz)、国家(Staat)。ここで扱は、いつも、規模の小さい下位の団体から、規模の大きい上位の団体を発生させ、こうしたことが自然で歴史的な関係に唯一応える方法であると繰り返し強調する。というのは、このような階層性において発展が行われたからであり、すべての上位の団体は、規模の小さいもろもろの団体に基づいているからである。後者なしには前者は存在しえないが、後者自体には前者がなくても生きる力がある(たとえば第39章第84節参照)。どの結合体においても、扱は、まず、結合したものの全体がいつでもその主体とみなされ、その共同体的領域を決定しようとし、それから、代表者と長による行政を論じている。すべての論述の終わりをなすものは、聖書と世俗の歴史からの豊富な事例と説明である。

[GA22] 諸結合体(Verbände)を分類するその上位概念は、扱には、単純な私的な結合体(consociatio simplex et privata)と混合した公的な結合体(consociatio mixta et publica)の区別である。前者は、個々人を特別な共通な(peculiare commune)利害のために結合するものであり、後者は、たんなる結合体を全面的な政治的共同体(politeuma)に集約するものである。

家族と団体

私的な結合体(consociatio privata)について、アルトジウスは、最初に、いくつかの一般原則を立てる。その原則に基づいて扱がみるところでは、あくまで、この結合体は、共通な意志によって支配され確立した秩序にしたがって管理される一つの法的領域をもち、一つの全体的人格をもっている団体的な結合体である(第2章第2-13節)。扱は、さらに、それを家族の自然的必然的な結合と団体の市民的自由意志的な結合に分類する。家族には、とくに倫理的経済的な機能を託す(そのために、これによって、経済的職種が述べられる。同第

14 - 36 節). 個別的には, 詳細に, 婚姻共同^{ゲマインシャフト}体 (同第 37 - 46 節), もっと広い家族結合体も論じられる (第 3 章, その際貴族についても). 団体 (仲間の結合体 (consociatio collegarum)) は, 一つの体 (Körper) としてまったく自由に結合したり, 自由に解消したりできるものであると説明される. その体では, 全体が, 共通法の担い手であり, しかしながら, 長を選び, 指導を託し, 選ばれた長はこうして個人に対する権力的権限を受け取る. 長は「一人ひとりより大きく, 仲間全体より小さい」(major singulis, minor universis collegis⁸⁶). 契約に基づいてもっと緩やかにあるいはもっと厳格に, 事物, 奉仕, 権利, 心情 (Sachen, Dienste, Rechte, Gesinnung⁸⁷) について [GF37] 共有^{フェアゲマインシャフト}化が実行される. 事物の共有化 (communicatio rerum) (第 4 章第 8 - 11 節) は, 団体構成員の財産, 分担, 収益権に及ぶ. 奉仕の共有化 (communicatio operarum) (第 12 - 15 節) は, 長と法律顧問の職務, 一連の奉仕, 構成員の職業活動の指導, 審査制度等々において表される (第 12 - 15 節). 共同^{ゲマインシャフト}体の法 (jus) は, 団体の自治, 裁判権, 刑罰権, 決議を作り出す (第 16 - 22 節). 最後に, 好意の共有化 (communicatio benevolentiae) として, 倫理的社会的な一致は結合体を完成させるにちがいない (第 23 節). こうして, 団体 (collegia) の種類について論じたから, これからその中身を概観すれば, ユダヤ人, ローマ人, [GA23] エジプト人, ギリシャ人, ガリラヤ人, ドイツ人によって団体が構成されている. 最後に, その当時の国家では, たいてい, 等族 (Stände) はそれぞれ「一般的団体」(collegia generalia) として区別される. そして, 教会と世俗の当局 (Behörde), さらにツンフトと同業組合 (Innungen) は「特殊な団体」(collegia specialia) として区別される.

⁸⁶ 訳注 該当の箇所は, 『政治学』第 4 章第 7 節 (hic praeses collegii major est singulis collegis, minor vero universis collegis, in: AP, C. III, § 7) である. すなわち, 「この団体の長は, 一人ひとりの仲間より大きく, 仲間全体よりは小さい」. collegium は colleagueship すなわち「仲間であること」, 「仲間, 同僚」を表す. そのために, この「仲間」の全体は an official body, corporation (Lewis Latin) である.

⁸⁷ 訳注 ギールケのいう「心情」の言葉は分かりにくい. アルトジウスは次のようにいう. 「このように, それは, 事物を共にすることか, 奉仕を共にすることか, 誰かと権利を共にすることか, 相互に好意を共にすることかである」(『政治学』第 4 章第 8 節) (Communicatio ejusmodi est vel rerum, vel operarum, vel juris cujusdam, vel benevolentiae mutuae, in: AP, C. III, § 8). そうすると, 「心情」とは, 「相互に好意を抱くこと」にほかならない.

政治的共同体

「公的結合体」(consociatio publica) すなわち政治的共同体 (das politische Gemeinwesen) をアルトジウスは、全体的なもの〔団体〕(universitas⁸⁸) と説明し、それゆえに、ロサエウス (Losaeus)⁸⁹ を引き合いに出しながら、まず、全体的なもの〔諸団体〕(universitates) (とくに、万民法によるその発生、そして構成員が入れ替わりながらその同一性のあること) に関する一般妥当性の原則を述べた (第 5 章第 1 - 15 節)。しかしながら、さらにそれを定義して、特殊な (particularis) 公的結合体と全体的な (universalis) 公的結合体に分類する。

共同体

特殊な共同体 (die partikulären Gemeinwesen) として、彼は、第一に、場所的結合体 (ある意味で全体的なもの (universitas)) を論じる。最初に^{ゲマインデ}共同体の構成と編成、市民権の概念・獲得・種類、市民を当局 (Obrigkeit) と臣民に区別することを語る (第 5 章第 8 - 27 節)。彼は、はじめから、一人であれ団体的であれ、すべての共同体の長を、選挙によって召し出され、いつでも罷免されるあらゆる権利の管理者 (Verwalter) だといっている。この管理者は、たしかに個々人に対して法を求めるが、決して全体に対して法を求めるわけではない (jus in singulos non in universos cives⁹⁰)。そのために、市民が長に忠誠を誓いながら、自らは、市民全

⁸⁸ 訳注 AP と AP by Friedrich は、universitas にかかわってどちらも索引で『政治学』第 4 章第 1 節 (AP, C. III, § 1) を指示している。該当箇所は universonum であり、universitas の複数属格とは異なる。しかし、universonum の主格単数の universum は universitas と同じだと辞書にはあるから、アルトジウスの索引の指示は文字通りそうとりたい。そうすると、『政治学』第 4 章第 1 節 (AP, C. III, § 1) では、universonum と singulorum とは対比的に扱われていることが分る。つまり、「全体の利益と個人の利益」(universonum et singulorum utilitatem) である。なお、AP by Carney, C. IV, § 1 は、universonum et singulorum utilitatem を the utility both of the whole body and of its individuals というように、「全体」と「個人」の対比を行っている。

⁸⁹ 訳注 Losaeus, Nicolaus はイタリア人。彼の『諸団体の法』(De jure universitat[i]um) に基づいてアルトジウスは、団体と都市双方にふさわしい内部的な統治過程を描いている (AP by Carney, p. xxvi)。

⁹⁰ 訳注 アルトジウスは次のような文脈でこのラテン語句を用いている。すなわち「全市民

体に忠誠宣誓を行う。同じ思想をアルトジウスは、さらに、個々の地域結合体にも貫いている。そのようなものとして、彼は、まずはじめに、地方共同体を、村 (vicus)、地区 (pagus)、城市 (oppidum) の三種類で述べる (すなわちおおよそ村 (Dorf)、教区 (Kirchspiel)、市場町 (Marktflecken)) (第 28 - 39 節)。そして、さらに、[GF38] 諸都市の参事会を詳細に述べる (第 40 - 84 節)。そして、個々の都市 (帝国都市、ラント都市、[GA24] 混合都市 (civitates mixtae)、首都、姉妹都市) (第 6 章第 1 - 14 節) の特別な立場も論じる。続いて、彼は共同体の考察一般に戻り、市町村の社会共同体化 (kommunale Vergesellschaftung) (市民の共有化 (communicatio civium)) の内容を分析し、その中に、国家的共同体の小宇宙をみる (第 6 章第 15 - 47 節)。社会的絆は、再びまず始めに、事物を共にすること (事物の共有化 (communicatio rerum)) を作り出す。ここでは、共同体の事物は、事物の一般的な図式にしたがって、精神的な使用と世俗的な使用とのために分けられ、両者は、特殊的な全体の事物と全体の財産 (res universitatis in specie und patrimonium universitatis) とに区別される。奉仕を共にすること (奉仕の共有化 (communicatio operarum)) もある。その共有化から、政治の職務、教会の職務、建築の仕事、守衛の仕事、軍役、産業・商業・農業の職業労働が生じる。さらに、法を共にすること (法の共有化 (communicatio juris)) から、自治的な法結合体・裁判結合体としての共同体の特性が生まれる。締めくくりをなすものは、ここでも仲間の内的で倫理的な結合 (一致の共有化 (communicatio concordiae)) である。共同体がつくられると、それには管理が必要になる。管理は、全体の委任に基づく。しかし、従属的な共同体の管理は、上級当局の協同 (Mitwirkung) なくしては成り立たない (第 48 - 52 節)。

に由来する上級管理者 (superior praefectus) は、以下の者である。すなわち、彼は、市民の同意によって立てられ、全体の事務を整え、全体の安全と福祉にしたがって統治する。個々の市民に対して法を執行するが、市民全体に対してそうするわけではない」(『政治学』第 5 章第 22 節) (Superior praefectus ex civibus universitatis hic est, qui ex consensu civium constitutus, negotia universitatis dirigit, gubernat ad ejusdem salutem et commodum, in singulos, non universos cives jus exercens, in: AP, C. V, § 22).

地方

第二番目の「特殊な政治的⁹¹ 結合体」(consociatio politica particularis)として、アルトジウスは、地方の全体的なもの(universitas provinciae)を論じる。地方(provincia)を、彼は、広い、しかし従属的な領域の結合体として定義する(第7章第1-2節)。地方的共同体の内容を彼は、包括的な教会的、政治的、経済的、社会的単一体の意味で定義する(第7章第3-64節)。地方法(jus provinciale)の行政に関して、しかし、彼は、以下の原則から出発する。すなわち、行政は、地方の構成員と長の共同によって(gemeinsam)執り行われる(第8章)。要するに、彼らが地方全体になる。地方の構成員(membra provinciae)は、「ラントの等族」(Stände der Landschaft)である。彼らは、教会の身分(ordo ecclesiasticus)と世俗の身分(ordo saecularis⁹²)に分けられる。宗教上の身分は、改革派のモデルにならない、長老会(Presbyterien)、クラシス教会会議(Klassical-Synoden⁹³)、地方教会会議(Provinzial-Synoden)によって組織される(第8章

⁹¹ 訳注 ここでは「政治的」(politica)結合体がいわれているが、本訳書61頁では該当のものは「公的」(publica)結合体といわれている。したがって、ドイツ語に言い換えたとき「政治的」共同体といわれている。それゆえに、ギールケの理解では「公的」と「政治的」とは同じ意味を持っている。しかし、『政治学』第7章第1節(AP, C. VII, § 1)には「これまでは全体(universitas)について、〔これからは〕地方(provincia)について〔話しは〕続く」とだけあってとりわけ「政治的」結合体のラテン語が用いられているわけではない。

⁹² 訳注 ギールケはsaecularisというが、アルトジウスの原文ではsecularis, in: AP, C. VIII, § 40である。AP by Friedrich, C. VIII, § 40も同じで、誤植とはみていない。

⁹³ 訳注 クラシス(classis)は、アルトジウスによれば、教会の会議体(conventus)のことである。次のようにいわれる。すなわち「ある広く人口の密な都市の多くは、また地方の教区の多くは、そしてそれらの長老会は、クラシスを構成する。すなわち、このクラシスは、その都市のあるいは地方のもっとも多くの教会の中心部(corpus)にして会議体である。そしてクラシスに、長老会で決定され得ないところの、より重大な争点及び教理と教会事項のその時々諸問題が決定されるべきものとして提出される」(『政治学』第8章第33節)(Plures alicujus amplae et populosae civitatis, vel provinciae paroeciae, earumque presbyteria, constituunt classem, seu corpus et conventum plurimarum ecclesiarum ejusdem civitatis, vel provinciae, ad quem conventum graviores controversiae, et quaestiones de doctrina et rebus ecclesiasticis incidentes, quae a presbyterio decidi non possunt, decidendae referuntur, in: AP, C. VIII, § 33)。そして、この会議体の上級機関が地方教会会議(synodus provincialis)である(『政治学』第8章第36節)(AP, C. VIII, § 36)。AP by Carney, C. VIII, § 33は、classisをdiocese(司教区)と訳している。GF38は単純にclassicalと訳している。日本キリスト教会は規模が小さいためかただちに改革派の伝統と一致しない。機能に即していえば、小会(church session)は長老会(Presbyterien)、中会(presbytery)

第 6 - 39 節). [GA25] 世俗の身分は、「騎士身分」, 「都市市民身分」, 「農民身分」 (Hausmannsstand⁹⁴) に別けられる. それぞれが, 固有な働きを持っている (同第 40 - 48 節). もちろん, 多くの地方では, 農民の身分は認められなかった. [GF39] 彼は, このことを激しく嘆いている (第 40 節)⁹⁵. すべての身分が, 代表者の選出を通して代表団を形成する. それは, その身分の利害自体のために, また他の代表団と団結して一般的なラント議会で地方全体の問題に注意しなければならない (*curam in negotiis vitae socialis provincialis*⁹⁶) (第 49 節⁹⁷ 参照. ラント議会の組織については第 66 - 70 節). 等族にとって地方の長と思われるものは, 「地方長官」 (*Praeses Provinciae*) あるいは伯爵 (*Graf*) である. 彼はまた同時にいくつもの地方を管理できる, 公爵 (*Herzog*), 君主 (*Fürst*), 辺境伯 (*Markgraf*), 方伯 (*Landgraf*) とも呼ばれる. 彼は, 職務を帝国 (*Reich*) の最高の命令権者 (*summus imperans*⁹⁸) から託される.

は地方教会会議 (*Provinzial-Synoden*), 大会 (*general assembly*) はすべての地方教会会議の集った全国的な会議体に当たる. クラシス教会会議 (*Klassical-Synoden*) に当たるものはない.

⁹⁴ 訳注 『政治学』第 8 章第 40 節では, ラテン語でなくドイツ語で「騎士身分」 (*Ritterstand*) と「都市身分」 (*Stättestand*) と「農民身分」 (*Hausmans oder Bauernstand*) が語られている (*AP, C. VIII, § 40*).

⁹⁵ 訳注 アルトジウスは, 第三身分としての農民 (*tertium ordinem agrarorum*) を認める (『政治学』第 8 章第 40 節) (*AP, C. VIII, § 40*).

⁹⁶ 訳注 ラテン語句の意味は次のようである, すなわち「地方の社会生活の事務へ関心を [持っていないなければならない]」.

⁹⁷ 訳注 この節は本文の理解には重要であるが, *AP by Carney* では省略されているので英訳はない. それは次のようである. すなわち「委員たち (*deputati*) はそれぞれの身分の団体を構成する. この団体がその身分を代表する. それはその身分から命令と指令をもって (*cum mandato et instructione*) 組織されている. それは, 自己の身分の特有な利益と, その身分が管理するところの地方の社会生活の事務に対する関心とを持っているためであり, その事務について他 [の身分の団体] と共同して協議し, 審議し, 結論を下すためである」 (『政治学』第 8 章第 49 節) (*Deputati cujusque ordinis collegium constituunt, quod suum repraesentat ordinem, a quo cum mandato et instructione constituitur, ut ordinis sui peculiarem rationem et curam in negotiis vitae socialis provincialis, quae ordo ille tractat, habeat, et de iis in commune cum aliis consulat, deliberet et concludat, in: AP, C. VIII, § 49*). *ordo* が単数形の場合には「身分」と訳し, 複数形の場合には以下とりあえず「等族」と訳すが, 「諸身分」でもかまわない.

⁹⁸ 訳注 このラテン語句自体を『政治学』に見出すことは出来ない. 若干ギールケは言い換えているからである. しかし, 意味が変わりはないから, 次の文章は参考になる. すなわち, 「さらに, これらの長官, 地方長官, あるいは地方の総督は, 王国の最高執政官としての彼ら

しかし、その命令権者に服しているとしても、主権的権利を独立して行使する。それは、最高執政官が王国においてなすと同じ程度にその地域でなしうる (*tantum potest in districtu quantum summus magistratus in regno*⁹⁹) (第 50 - 55 節)。地方の長には、地方の最高の指導権と等族の召集権とがある (第 56 - 71 節)。彼はしかし、等族の同意なくして重要なものは何も有効に行うことは出来ない (第 50 節)。そして、職務怠慢 (*Pflichtvergessenheit*) の場合には、等族全体に、離反の権利 (*Recht des Abfalls*) がある (第 92 節¹⁰⁰)。アルトジウスは、最後に、ユダヤ人、ローマ人、ガリア人、ドイツ人 (第 72 - 91 節) のそれぞれの地方の歴史的事例を取り上げている。しかし、直ちに明らかになることだが、彼のいう「地方」とは、完全にドイツの地域であり、とくに東フリースラントが可能なかぎり民主的に正しく支えられることが考慮されている。

国家

さて、ようやく彼は、国家 (*Staat*) (政府, 命令, 王国, 人民, 共和国 (*politia, imperium, regnum,*

の上位者を認めている。彼らには、この上位者から直接地方の執行権と権力が与えられる。にもかかわらず、彼らは、自己の地域と領地では主権的権利と君主の権利とを保持し、最高君主の任務を遂行する。そして、王国において皇帝 (*Imperator*) あるいは最高執政官がなすと同じ程度に自己の領地でなしうるのである」(『政治学』第 8 章第 53 節) (*Licet autem hi praesides, praefecti, vel rectores provinciarum suum superiorem, summum regni magistratum, a quo ipsi haec administratio et potestas conceditur, agnoscant: tamen jura majestatis et principis in suo districtu et territorio habent, et vicem summi principis obtinent, atque tantum in suo territorio possunt, quantum Imperator, seu summus magistratus in regno, in: AP by Friedrich, C. VIII, § 53*).

この文章によれば、地方の長たちは皇帝から執行権と権力を託され、基本的に皇帝と同じ権限を行使する。皇帝もまた最高執政官の一人なのである。そうはいつても、皇帝には「栄誉権」, 「特別な除外」, 「決定を行う最高執政官の留保」(『政治学』第 8 章第 53 節) (*superioritate et praeeminentia, et quibusdam aliis specialiter exceptis, et summo magistratui constituendi reservatis, in: AP by Friedrich, C. VIII, § 53*) があるのはたしかである。

⁹⁹ 訳注 訳注 98 の『政治学』第 8 章第 53 節 (*AP by Friedrich, C. VIII, § 53*) にほとんど同じ文章がある。ギールケは若干言い換えているが意味に変わりはない。

¹⁰⁰ 訳注 「もし、このような地方の長が、ちょうど必要なときにその臣下を保護しない、あるいは、援助を彼らになすことを拒むなら、その時には、彼らは、他のものに従うことが出来る」(『政治学』第 8 章第 92 節) (*Quod si talis provinciae praeses tempore necessitatis suos subditos non protegit, vel auxilia illis ferre recusat, tum illi se alii submittere possunt, in: AP, C. VIII, § 92*).

populus, respublica) に目を向ける。彼によれば、国家¹⁰¹とは、「多くの都市と地方が、事物と奉仕の相互的な共有化のために、また、相互的な人と費用のために、王国の法を持ち、定め、執行し、擁護することを自らの義務とする、そのような全体的な公的結合体」(universalis publica consociatio, qua civitates et provinciae plures ad jus regni mutua communicatione rerum et operarum, mutuis viribus et sumptibus habendum, constituendum, exercendum et defendendum se obligant¹⁰²) (第9章第1節)である。その構成員は、個人でもなければ、私的な団体 (collegia privata) でもなく、都市と地方である。これらは、その結合と共有化によって「一つのからだ」(Ein Körper)を作ることで意見が一致している (前出第5節)。その契約が国家の紐帯 (Band) である (第7節¹⁰³)。全く連邦的 (föderativ) な国家観に基づいて特殊な連邦国家 (Bundesstaat¹⁰⁴) 概念が展開されているわけではない。そうではなく、[GA26] 狭義の緩やかな国家連合 (Staatenbünde) の可能性やその連合議会 (Bundesversammlung) の可能性が後で詳しく論じられる。

主権的法とその主体

国家の本質的な法 (王国の法 (jus regni)) は、主権的法 (jus majestatis) であって、国家を

¹⁰¹ 訳注 『政治学』第9章は、表題として「教会の主権的法」(De jure majestatis ecclesiastico, in: AP, C. IX) と述べている。したがって、単純には、第9章は、教会にかかわるのであって、国家にかかわらない。しかし、ギールケが第9章を国家の定義にかかわるものと捉えたと同じく、AP by Carney も、第9章の表題を「政治的主権と教会的共同体」として注目される。かかる特徴をもった表題を下にしながら、ギールケは「全体的な公的結合体」を国家に即して述べている。

¹⁰² 訳注 『政治学』第9章第1節 (AP, C. IX, §1) は、このラテン語箇所と若干異なるが、意味にそれほど違いはない。なお訳注170参照。

¹⁰³ 訳注 「その契約が国家の紐帯である」としてギールケの引用する『政治学』第9章第7節自体は、次のようである。「この体と結合体とを結ぶもの〔紐帯〕(vinculum) は、合意 (consensus) である」(Vinculum hujus corporis et consociationis est consensus, in: AP, C. IX, §7)。したがって同節は、広く契約思想を表している。そのために、ギールケは契約思想を国家に即して展開していることに注目したい。

¹⁰⁴ 訳注 紐帯 (Band) も連邦 (Bund) も言語的には、binden (結ぶ) に由来する。そして、ここでは結合する主体は、個人ではなく、都市と地方であるために、国家連合は都市と地方を主体として形成される。

[GF40] 一人の頭 (Ein Haupt) をもった一つの体 (Ein Körper) にする (第9章第19-27節)。すなわち、それは、「一般的に王国あるいは国家の構成員の生命と身体の安全と保護にかかわるところの事柄について決定を下す (disponendi) 優越的な最高の全体的権力」(potestas praeminens et summa universalis disponendi de iis, quae universaliter ad salutem curamque animae et corporis membrorum Regni seu Reipublicae pertinent¹⁰⁵)である。この主権的な統治権 (die souveräne Staatsgewalt¹⁰⁶) は、ボダンが正しく述べたように、肉の体における魂のように、それ自体単一で、分割できない、分かち合えない (einheitlich, untheilbar und unmittheilbar¹⁰⁷) ものである。しかしながら、それは、ボダンが付け加えるように、決して最高権力ではない。というのは、それは神の権力に服しているからである。さらに、それは、たとえ強制の可能性と刑罰にかかわって実定法に対し自由であるとみえるとしても、絶対的ではなく、法的制限に拘束されている。しかし、そのように制限された主権 (Majestät¹⁰⁸) は、いかなる王にも、いかなる貴族たちの集会にも属するものではない。人民は全体として (das Volk in seiner Gesamtheit) 主権を作り出しそれを保持する。個人はもちろん臣民 (Unterthanen) であり、しかし人民全体が支配するのである (「個々の構成員ではなく、一つに結びあった全構成員と、しかも王国の一つに結合した体全体とに帰属する」(non singulis, sed conjunctim universis membris et toti corpori consociato regni competit¹⁰⁹)). パンデクテン法学でもそのようにいわれている。すなわち、「全

¹⁰⁵ 訳注 『政治学』第9章第26節 (AP, C. IX, § 26)。該当箇所は、AP by Carney では省略されていて訳されていない。なお、ギールケは Regni というように大文字を用いていて、そして、seu の前に「,」を付けていない。しかし、『政治学』第9章第26節 (AP, C. IX, § 26) は Regni を小文字にし、seu の前に「,」を付けている。そうすると、regni と Reipublicae とは単純に「あるいは」という関係にあるよりも、相互の独立性が強く表現されている。「,」の意味は今後の研究課題である。

¹⁰⁶ 訳注 GF40 は the sovereign power of the State (国家の主権的権力) としている。

¹⁰⁷ 訳注 GF26 は「一つで分割できない」(one and indivisible) と訳していて、「分かち合えない」を訳出していない。

¹⁰⁸ 訳注 GF40 は Majestät を sovereignty と訳している。

¹⁰⁹ 訳注 ギールケが省いたこのラテン語句の主語をアルトジウスのテキストから補って訳すと、次のようになる。すなわち、「この王国の法、すなわち主権的法は、個々の構成員ではな

体に義務づけられることは、個々人には義務づけられない」(quod universitati debetur, singulis non debetur). そのように、肉体をもった体は、全体的なものとして、すべてのその構成員を統治する。主権に関する取扱はすべて、それゆえに、「共通な同意をした全員」(universa membra de communi consensu) によって執り行われなければならない。〔人民〕全体は、主権的権利を、もちろん、譲渡することはできないし、細分化することもできない。しかしながら、全体は主権的権利の行使を委ねることはできるし、いくつもの主体に分配することもできる。というのは、そのように執行をいくつかに分けても、真の上級者たる人民に留まり続けている (verbleibend) 分割されない主権 (Staatsgewalt¹¹⁰) は、執行の分割とはまったく関係がないからである。

主権の内容

[GA27] こうした「王国の法」(jus regni) は、第一に、「共生的な一般的共有化」(communio symbiotica universalis¹¹¹)を内容とし、第二に、その「執行」(administratio) において表わされ

く、一つに結びあった全構成員と、しかも王国の一つに結合した体全体に帰属する」(『政治学』第9章第18節) (Hoc jus regni, seu majestatis jus, non singulis, sed conjunctim universis membris, et toti corpori consociato regni competit, AP, C. IX, § 18). なお AP by Carney, C. IX, § 18 の英訳は、to all members joined together and to the entire associated body of the realm とあるから、日本語では、「共に参加した全構成員と王国の全結合体に」とでもなるかもしれない。原文の jus を right と訳している。

¹¹⁰ 訳注 Staatsgewalt とは、直訳すれば、「国家権力」である。しかし、すでにギールケの本文において用いられていたが、この言葉は日本では「主権」「統治権」「統治権力」と理解されることがある。ここでは文脈を考えて、「主権」を訳語として用いたい。なお、GF40 は sovereignty 「主権」と訳している。

¹¹¹ 訳注 communio symbiotica universalis (AP, C. IX, § 30 and 31) の意味は表面的にはいろいろ考えられるが、必ずしもはっきりしないので、この語句の文脈を押さえて考えてみたい。なお、語順は異なるが同じ意味を表す symbiotica communio universalis (AP, C. IX, § 29) もある。語順の相違は考慮する必要はない。

(1) 次の文章がある。「我々がその点について一般的に語ったところの、王国の、この二つの法のいずれも、symbiotica communio universalis とその執行から成り立っている」(『政治学』第9章第29節) (Utrumque jus hoc, regni, de quo in genere diximus, consistit in symbiotica communione universali, et illius administratione, in: AP, C. IX, § 29). そして、「communio symbiotica

universalis は、王国の構成員あるいは結合体全体の構成員に対して、それにとって必要かつ有用な一切のものが分かち与えられ、反対のものは取り除かれ片づけられるようにして存在する」(『政治学』第9章第30節) (Communio symbiotica universalis est, qua a membris regni seu universalis consociationis omnia quae ad eandem sunt necessaria et utilia, communicantur, et contraria removentur et tolluntur, in: AP, C. IX, §30). さらに、「王国の *communio symbiotica universalis* は、宗教的なものか、世俗的なものである」(『政治学』第9章第31節) (Communio symbiotica universalis regni est ecclesiastica, vel secularis, in: AP, C. IX, §31).

(2) 第30節によれば、*communio* は、動詞 *communico* 「共に与る」「共有する」、受動態でいえばさしずめ「分かち合われる」と密接にかかわっているから、名詞としては「分かち合うこと」「共有化」をいい、*symbiotica* は形容詞で「構成員が共に生きる」「構成員の共生的な」を指す。それゆえに、この *communio* 「分かち合うこと」は、第31節によれば、宗教的・世俗的なものを「分かち合うこと」であるから、なにか組織的な共同体を意味するわけではなく、絶えず宗教的・世俗的なものを「分かち合う」動態的な「過程」(process, in: AP by Carney, C. IX, §30)をとらえている。

(3) *universalis* は複雑で重要な単語である。*universalis* は、第一に、*particularis* と対比的に用いられる。たとえば第5章第6節は、次のようにいう。すなわち、「公的な、あるいは共生的なこの結合体は二つの面を持っている。すなわち、特殊なものかまた全体的(一般的)なものかである」(Publica consociatio, seu symbiotica haec est duplex. Particularis, vel universalis, in: AP, C. V, §6). そうすると、この全体的と解される *universalis* は「公的な、あるいは共生的な結合体」にかかわる。そして、第二に、かかる全体的な意味を持つ *universalis* は *politeuma* とかかわっている。次のような文章がある。「公的結合体は、たくさんの私的結合体が、*politeuma*を組織する方向に向けて統合されるときに存在する。それ〔公的な結合体〕は、全体的なもの (Universitas) と呼ばれる」(『政治学』第5章第1節) (Consociatio publica est, qua plures consociationes privatae, ad politeuma constituendum, consociantur. Vocari potest Universitas, in: AP, C. V, §1). 第三に、ここで使われている *politeuma* について次の文章がある。すなわち、「団体全体の *politeuma* は、同じ団体の市民間において、この生活の用益と共同にしたがって定められた有用性と必要性をさし示しまた享受する法である」(『政治学』第5章第12節) (Politeuma universitatis, est jus utendi, fruendi utilibus et necessariis inter cives ejusdem universitatis constitutis ad vitae hujus usum et consortium, in: AP, C. V, §12).

(4) *politeuma* は、ギリシャ語の *πολίτευμα* のラテン語化である。その意味は「統治の手段；国家、〔政治的〕共同体」(Liddell-Scott Gr-En)を意味する。そうすると、アルトジウスは、たくさんの私的な結合体と区別し、それらを統合して組織する *politeuma* すなわち政治的「共同体」に言及し、しかも、その「統治の手段」として「法」が用いられるといているのである。

そうすると、全体的な意味を持つ *universalis* が使われる文脈は、かかる統治にかかわる公的結合体にある。それゆえに、*universalis* は「一定の広い地域におけるあらゆる他の個々の結合体を包括し (inclusive), 自己以上の上級者を承認しない。自己自身の領域では主権者である」ことを意味する (AP by Carney, note 1, p. 66) といえるだろう。そうするならば、統治にかかわる政治的共同体の性質の一つとして「法」が宗教と世俗の領域に(第9章第31節)排他的につまり「包括的」に及ぶ、言い換えるなら隅々までを覆いつくす「全体的な」政治的支配が

る。

アルトジウスは、まず最初に、国家において確実にされた生活共同体全体の内容を述べ、それから、人民の個別的な高権 (Hoheitsrechten)¹¹² を表現しようとしている。国家共同体は、とりわけ以下二つの点で表される。一つは、魂の救済を目的とし、もう一つは、肉体的な幸福を目的とする。第一の点についていえば、国家共同体は、宗教、礼拝、道徳、学校に向けられた教会団体である (第 9 章第 31 節以下)。第二の点についていえば、世俗的な共同体として、それは、「世俗的一般的な主権的法」(jus majestatis saecularis generale) にしたがって一般的な規範を定め、これらの規範を報償と刑罰をもって執行する (第 10 章)。そして、それは、「世俗的特殊的な主権的法」(jus majestatis saecularis speciale) にしたがって、公共の福祉を促進するための具体的な [GF41] 活動を展開する (第 11 章第 1 節)。今述べた活動にも二つの性質がある。第一に、その活動は、社会生活のための実質的な手段を設けることに向けられ、商業、交通、貨幣、尺度、重量、言語のために共同体的な配慮を行う。とくに、通常と特別の課税、負担、奉仕、職務義務を命じ、また、特権を分配する (第 11 - 15 章)。第二

存在する、こうしたことを *universalis* は表しているといえるのではなからうか。

それから、AP by Carney, note 27, p. 74 は、*communio* を *communication* と *sharing* と解説し、また AP by Carney, p. xv は、*communication* を *sharing of things, services, and right* とともに解説している。そうすると、*communio* と *communication* は、同じ意味を持ち、「分かち合うこと」である。

(5) 以上のように、*communio symbiotica universalis* の各単語の内容を個々に検討してみると、この語句全体の意味は、「共に生きている人々が宗教的なものと聖俗的なものを主権によって一般的に分かち合うようにすること」と解釈されるであろう。そうすると、このような複雑な意味内容を *communio symbiotica universalis* の日本語訳で簡潔に表現するのは実際難しい。そのために強いて訳すと、それは「共生的な一般的分かち合い」ではどうであろうか。しかし、「分かち合い」の *communio* は、キリスト教会では伝統的に「信徒の交わり」「聖餐式」を意味するから、そのような宗教的な表現を避けて政治的な表現を選ぶ方が好ましく思われる。なお、AP by Carney, C. IX, § 30-31 が、*communio symbiotica universalis* を語順を変えて *universal symbiotic communion* つまり「一般的な共生的分かち合い」と英訳するのは参考になる。そこで、「分かち合い」は動態的な「過程」をとらえた表現であることを考えて、訳者は「分かち合い」よりも「共有化」を選びたい。

¹¹² 訳注 「高権」は、ドイツでは、主権の個別的な内容を意味する。

に、その活動は、社会的集団と「共に生きる人々全体」(symbiosis universalis¹¹³)の保護に向けられる。こうしたことのために、まず役立つのは、「共に助けあうこと」(communicatio auxilii¹¹⁴)である。この共有化は、一面で、水害、火災、その他危難の際の救助、裁判と警察の助力、外国に対する軍人による防御、こうした人的救援活動にみられ(第16章)、他面、公的財産を適切に維持し消費することの中にもみられる(第17章第1節以下)。さらに、しかし、そうしたことのために役立つものとして、一般的な帝国議会における「協議の共有化」(communicatio consilii¹¹⁵)もある。この帝国議会では、もっとも重要な問題が、多数決によって決定される(第17章第55-61節)。

主権の執行者

[GA28] 第18章では、アルトジウスは、国家的団体に由来する主権的権利の執行を論じる。彼はまず、当局(die staatliche Obrigkeit)一般を「結合体全体の執行者」(administratores consociationis universalis)の観点の下に考察し、そして、彼の根本命題の詳細な証明を始める。すなわち、どの統治形態(Verfassungsform)にあっても、統治権力の担い手は、彼らが個々人に対して大きな権力を受け取ることができるのだが、しかし、主権を有する全体に服しているのである。なんども彼は、後の数章でこうした証明を補っている。そして、最後から二番

¹¹³ 訳注 symbiosis universalis は、直訳すると「全体的共生」となるが、「保護」とかかかわると、この訳では十分に思えない。symbiosis universalis を含んだ次の文章は参考になる。「これまでは、生活必需品を求める必要に関して定められた第一の、王国の法あるいは主権的法について語られた。これからはもう一つについて語られる。すなわち、それは、結合体の保護と、共に生きる人々全体の保護にかかわる」(『政治学』第16章第1節)(Hucusq; dictum fuit de regni, seu majestatis jure priore, ad victus quaerendi necessitatem destinato: sequitur de altero, quod ad protectionem consociationis, et symbiosis universalis pertinet, in: AP, C. XVI, § 1).

¹¹⁴ 訳注 このラテン語の訳としては、「救援の共有化」がこれまでの訳注からは素直な訳であるが、これでは分かり難いと思う。ところで、ギールケは『政治学』第16章の解説の中で communicatio auxilii に言及したが、『政治学』第16章(AP, C. XVI)には、このラテン語句はみあたらない。しかし、『政治学』第17章第55節(AP, C. XVII, § 55)にみられる。

¹¹⁵ 訳注 『政治学』第17章第55節(AP, C. XVII, § 55)は consilii communicatio といって語順は異なるが言及している。

目の章（第 38 章）において、専制君主に対する手続を述べる際に、改めて全紙幅を使って証明している。理性、聖書、実定法、歴史、これらから借用される彼の論拠は、大部分、すでに中世において展開された、そして、アルトジウス以前のいわゆる「モナルコマキ」によって発展させられた理由と同じである。しかし、決して独創的な思想がないわけではない。広い範囲にわたって場所を占めているのは、これとともに、一般に、熱烈な、しかし、洞察力に富んだ論争である。それによって、論争相手とくにボダン、バークレイ (Barclay)¹¹⁶、アルニサエウスが論駁されている。

主権の執行者とその主体に対する関係／主権の執行者の種類

アルトジウスの学説によれば、人民全体 (Volksgesamtheit) は、まさしく私法のあらゆる団体 (universitas¹¹⁷) と同じく、その全体的権利の執行者を立て彼らに委任を与え、彼らに選挙人による条件〔約定〕(Bedingungen) を提示し就任の宣誓をさせることができる（第 18 章第 1 - 5 節）。さらに、そのような執行者は、[GF42] 団^{コルポラツイオン}体の理論の原則にしたがって、人民が自らは集会することも行為することもできないので、人民を代表し、それゆえに、後見人の権利義務を持つ。しかし、まさに、後見人として彼らは、被後見人のためにだけ存在し、「奉公人としもべ」(famuli et ministri)、その受任者と支配人とみられ、他人の権利を取り扱い、自己の権利を取り扱うのではない。したがって、人民は、時間的には、当局よりも

¹¹⁶ 訳注 Barclay, William (ca. 1543-1608) はモナルコマキの反対者 ([Monarchomachen], in: RGG, S. 4 und 1092; AP by Carney, p. xxvii).

¹¹⁷ 訳注 ギールケのいう universitas を GF41 は、corporation と英訳している。たしかに、『政治学』第 18 章第 1 節では次のようにいわれている。すなわち、「これまでは、全体的結合体の共有化の法について〔論じたが〕、これからは、この法の執行について論じる」(Hactenus de jure communionis universalis consociationis, sequitur nunc de juris hujus administratione, in: AP, C. XVIII, § 1)。したがって、universalis は「結合体」にかかわっている。そうすると、ギールケが単独で universitas というときなんらかの意識が行われていると考えて、GF のいうように universitas を「団体」と訳した方がよいかもしい。ただ AP by Carney, C. V, § 7 は universitas は community 「共同体」と訳している。そして、その note 2 で、「地方自治体の地域内のすべての私的結合体を含む地方共同体」と解説している。単に「団体」か「共同体」かは決めがたい。

先に存在し、当局の権力の源泉であるように、人民は、当局にとっては上役であり [GA29] 上級権力の担い手 (*potior et superior*) である (同第 6 - 14, 92 - 106 節). 全体のそのような委任以外の関係は、しかし、正当な支配にとってはありえない. というのは、第一に、生まれつきすべての人は自由で平等であるから、なんらかの権力にとって自由意志 (*freiwillig*) による同意とは異なる源泉は存在しえないからである. したがって、正しい理性も神の言葉も、支配の存在を求めるとしても、しかし、同時に、全体意志によるその任命を必要とする (同第 16 - 24 節). 第二に、しかし、全体は、たとえば委任 (*Mandat*) することはできるけれども、主権的権利を譲渡することはできない. というのは、「主権的権利 (*jura majestatis*) は、結合した体から生じるように、互いに分離分割できないほどに、体につながっている. そしてなにか他のものには変えられない」 (*jura majestatis, ut a corpore consociato inceperunt, sic individue et inseparabiliter illi adhaerent nec in alium transferri possunt*) からである (同第 15¹¹⁸, 84, 104¹¹⁹, 123 - 124 節, 第 38 章第 125 - 129 節). 非常に巧みにアルトジウスは絶対主義の擁護者の固有な武器をもって、自己の学説のこうした根本命題を弁護している. すなわち、彼らは、まさに、主権的権利 (*jus majestatis*) を始原的に同様に人民に内在させ、しかもなお、その権利を「分離できない、分かち合いがたい、あらかじめ書いておくことのできない権利」 (*jus individuum, incommunicabile, impraescriptibile*¹²⁰) だといっている. その通りなら、人民が譲渡

¹¹⁸ 訳注 『政治学』第 18 章第 15 節 (AP, C. XVIII, §15).

¹¹⁹ 訳注 『政治学』第 18 章第 104 節は、重要に思われるので訳しておきたい. すなわち、「それゆえに、王の権利と人民の権利とは別なものである. 前者は、一時的で、個人的 (*personalis*) である. 後者は、永久に存続する. 前者はより小さく、後者はより大きい. 私たちが政治的なものに関してすでに論じたように、前者は不安定なものであって、委任契約によって王に与えられ、受け取られたものである. しかし後者は固有で他のものと分かち合えないものである」 (*Aliud ergo jus regis, et aliud jus populi est. Illud temporale et personale, hoc perpetuum manet: illud minus, hoc majus est; illud est precarium ex contractu mandati regi datum et susceptum, hoc est proprium et incommunicabile, uti disseruimus in Politicis, in: AP, C. XVIII, §104*).

なお、第 104 節の英訳 (AP by Carney, C. XVIII, § 104) についていえば、原文の「私たちが政治的なものに関してすでに論じたように」 (*uti disseruimus in Politicis*) の節が省かれている. そして、*mandati* は *regi* に向けられ、*the commissioned king* と訳されていて、*contractu* に向けられていない.

¹²⁰ 訳注 このラテン語句の中には *jus individuum* という言葉がある. 今日ではそれを「個人

契約を結んでいたとしても、主権的権利はまさしく人民に残り続けているのである。こうしたことから自ずと現われることは、すべての支配者は、たとえ、その職務において全人民を代表し、その「人格」(Person)を表すとしても、人民以上にできることはないということである(第18章第26-27節)。彼らは、なお非常に自由な行政権力を持っていながら、しかし、人民を所有権者として承認し(人民もしくは王国の体を主人として承認する(*populum seu regni corpus dominum agnoscere*)),この主人(*dominus*)の最良のものだけを追求しなければならない(同第28-31節,第19章第2-3節,第38章第121-122,128節)。彼らは、帝国の法律とその委任の制限にのみ拘束されている(第18章第32-40,106節)。これらの限界を越えた場合には、彼らは「神と結合体全体のしもべ」(*ministri Dei et universalis consociationis*)であることを止め、単なる私人(*privati*)とみられる。「その権力の限界を越える物事では、私人に対し服従する義務はない」(*quibus obedientia in illis, quibus suae potestatis limites excedunt, non debetur*) (第18章第41-46,105節)。こうした制限は、しかし、**[GF43]** 統治権力の本質の中に非常に強くあるので、「絶対的権力」(*potestas absoluta*)の明示的な承認でさえもなにもものも変えることはできない。絶対的権力は、自由が拘束のないことを意味しないと同様、恣意を意味しない。それはむしろつねに法的制限の中に詰め込まれた権力に過ぎない。それを越えた命令は無効であろう。というのは、それは恥ずべきであり、不可能であり、自然法に反する(*turpe, impossibile et contra jus naturale*)からである(第38章第128-130節)。

人民の代表としてのエフォル

アルトジウスは、いたるところで、二種類の管理者を取り上げている。すなわち、エフォル(*Ephoren*¹²¹)と最高執政官(*Summus Magistratus*)である。

的権利」と訳したいところだが、アルトジウスの時代では、*individuus*は「区別されない、分けられない、分離しにくい」とか「分離されない、分割できない」を意味する。なお、「個人的」が当てられるのは *personalis, singuli* である。

¹²¹ 訳注 *ἑφορος* (*ephoros*)は監督官,保護者。古代スパルタでは *ἑφοροι* (*ephoroi*)と呼ばれた5名の執政官団で、王さえ統制した(Liddell-Scott Gr-En)。ラテン語では *ephorus* の複数形で

彼は、[GA30] 人民全体の委託と名の下に人民の権利を最高支配者に対して実行しなければならぬところの、いろいろな名称でどこにでもみられる機関を、エフォル（第 18 章第 48 - 122 節）と名づけている。その機関は国家の大黒柱である。そして、国家の最高執政官を、支えかつ法の制限の中に閉じこめ、欠員あるいは濫用のときにはその建物¹²²を自ら支

ephoris (AP, C. XV, § 48) と呼ばれる。なお、カルヴァン『キリスト教綱要』第 4 巻第 20 章第 31 節（渡辺信夫訳，新教出版社，1965 年），265 頁では「エフォル」は「エポロイ」と訳されている。日本語としてはどちらでも良いと思うが、それよりも、カルヴァンがすでに言及していたことに注意しておきたい。

¹²² 訳注 たしかにギールケは「建物」(Gebäude) という言葉を用いている。そのために、エフォルが自ら「建物」を使用するとも読める。しかし、この「建物」とは建築物ではなく抽象的な「組織」を意味するのではないかとも読める。訳者は両方の意味を「建物」にみいだしたい。実際、アルトジウスは、エフォルの活躍を次のように述べている。「以上のことから、以下のことは明らかである。すなわち、これらのエフォルは、あたかもその (illius) 社会全体と王国の足にして土台である。彼らによって、王国 (illud) は、空位のとときに、危機のとときに、あるいは執政官が支配に適していないとときに、あるいはその権力を濫用するときに、支えられ保持される。そして、危機、交替、騒動、謀反、反逆にさらされることはなく、敵の思うままにはならないだろう。なぜなら、彼らは、政治体のために長を立て、王や最高執政官を法と正義に服従させるからである。そして、法と神のくびきと命令を王が投げ出して拒絶するときには、法の判定を、あるいは主にして命令者たる神の裁きを下すからである。また、神のしもべから悪魔の道具が作られるときには、エフォルは、上にある執政官とともに人民の負担と重荷を分けあうといわれる。皇帝カール 4 世の金印勅書で、ゲルマンの帝国と王国の一般的エフォルである選帝侯たちは、ゲルマンの帝国の柱にして土台であるといわれる。そして皇帝の体の一部といわれる、帝国の柱にして側近といわれる。彼らの忠告と働きのゆえに帝国の主権が救われ、よく手入れされた住まいがこれまで保持されてきた。彼らは、不安な気持ちにおかれていなければならないほど、たくさんの重荷から解き放されるように偉大な皇帝を助けるのである」(『政治学』第 18 章第 50-52 節) (Ex hisce liquet, hos ephoros, quasi pedes et fundamenta societatis illius universalis, et regni esse, quibus illud tempore interregni, vel periculi, vel quando magistratus ad imperium est ineptus, aut sua potestate abutitur, sustinetur et conservatur, ne fiat obnoxia periculis, mutationibus, tumultibus, seditionibus, prodicionibus, vel ab hostibus occupetur, Hi enim corpori politico caput constituunt, hi regem, seu summum magistratum legi et justitiae subijciunt: et legem, seu Deum, dominum et imperatorem constituunt, quando jugum et imperium legis et Dei rex abjicit et detrectat: et ex Dei ministro Diaboli instrumentum se facit. Hi cum superiori magistratu pondus et onus populi portare dicuntur..... In aurea bulla Caroli quarti Imp. electores, qui sunt generales ephori imperii et regni Germanici, vocantur columnae et bases imperii Germanici,, pars corporis Caesaris,, columnae et latera imperii,, quorum consilio et opera majestas imperii salva, sarta tecta huc usque conservata,, qui plurimorum necessitatibus relevandis Caesareae sublimitati sic assistunt, ut in partem solitudinis constituti sint, in: AP by Friedrich, C. XVIII, § 50-52).

「その」(illius), 「それ」(illud) が何をさすかは必ずしもはっきりしないが、illud は、中性

える。エフォル自体は、人民の選挙によって任命される。しかし、彼らは、世襲的に選任され、まさに、「人民の承認と恩恵によって」(ex populi concessione et beneficio)、その任命は、君主あるいは貴族に委託される。つねに彼らは、就任の宣誓を行い、全体のたんなる代理者のままであり、多数をもって決定する団体を構成し、そのような団体として人民代表の「一般的職務」(officium generale)を果たす。とくに、人民の委託と名前において、最高執政官を選ばなければならない。その支障のあるときには、帝国摂政を立てなければならない。その空位期間中は、帝国の統治をしなければならない。それだけでなく、執政官に助言し、警告し、正さなければならない。さらに、あらゆる重要な行為については、無効を避けるためにその同意に与らなければならない。しかし、もっとも重要な事柄では、執政官がしなければならないことを自ら決定しなければならない。さらになによりも、人民に留保されている権利を擁護し、あらゆる専制的な攻撃には抵抗し、最悪の場合には、執政官を罷免しなければならない。最後に、逆に、執政官の不正な攻撃も防がなければならない。人民代表団のこうした一般的職務 (officium generale) の他に、個々のエフォルには特別な職務 (officium speciale) もある。彼らは、その地方に限られた支配 (imperium limitatum in sua provincia) をするのが通例であり、この際、しかし、最高執政官の監督を受ける。そのようにして生まれるのが、善きはたらきをなす「王とエフォルの間の相互的な監察と監視」(mutua censura et observatio inter regem et ephoros) である。エフォル制度のいろいろな歴史的形態をみて最後に次のようにいわれる。[GF44] この制度がないところはどこにもないと。しかしながら、もし、それがなければ、その機能のすべてが、全人民の集会で、直接、投票によって解決されなければならない。こうしたことに反するいかなる命令も企ても (praescriptio vel usurpatio contraria¹²³) 事態

の指示代名詞であるので「王国」(regnum) ととった。illius もそれに合わせた。

¹²³ 訳注 このラテン語句の文脈を検討してみたい。すなわち、「もしも王国にあるいは結合体全体にエフォルがこのようにいないなら、そのときには、他ではエフォルに求められるものが、全人民の同意に基づいて果たされる。それは、部族毎に、元老院議会風に、あるいは百人隊風に期待される。あるいは一人ひとりに期待され、また一つにまとまってすることも期待される。まさに、この自由な精神 (libertas) と王国の法 (jus regni) に反するいかなる命令も企ても執政官から提出され得ないためにである」(『政治学』第 18 章第 123 節) (Quod si in

を変えることは出来ない (第 123 - 124 節).

最高執政官としての支配者

[GA31] 国家の先頭にいるのは、「最高執政官」である。彼は、結合体全体の安全と利益に関する法にしたがって立てられ、その法を管理し、執行を命ずる (*qui secundum leges ad salutem et utilitatem universalis consociationis constitutus, jura illius administrat et executioni mandat*) (第 19 章 第 1 節)。彼は、「最高」(*summus*) を「下位にあるものとの関係で」(*respectu inferioris*) しているが、しかし、「他者の権力」(*aliena potestas*) の「僕」(*minister*) である。というのは、彼によって執行されるすべての権限は、「結合体全体」(*corpus universalis consociationis*) に「固有に属するもの」(*proprietas*) だからである (同第 2 - 5 節)。彼と人民の関係は、「委任する結合体」(*consociatio mandans*) とその「委任を受けたもの」(*mandatarius*) との間の、また誓約したものと義務を負わせるものとの相互的な契約 (*Kontrakt*) である (第 6 - 7 節)¹²⁴。したがっ

regno, seu consociatione universali ejusmodi ephori non sunt, tum illa, quae ephoris alias demandantur, expediuntur consensu totius populi, tributim, curiatim, vel centuriatim, aut viritim rogato, aut collecto, adeo ut nulla praescriptio vel usurpatio contraria huic libertati et juri regni a magistratu opponi possit, in: AP, C. XVIII, § 123).

そうすると、エフォルに代表された自由な精神と王国の法といういわば国家の基本法が存在していて、最高執政官はその法に反することは出来ないのである。今日的に言えば、憲法違反は許されない。そして、抵抗権の行使は、エフォルに限定されているわけではなく、いわば最悪のときには「一人ひとりに期待される」(*viritim rogatus*) ののである。

¹²⁴ 訳注 本文は契約思想の展開として注目されるので、関係箇所を紹介したい。すなわち、「最高執政官は、王国の構成員が結合体全体の体から譲り渡された王国の支配と執行に従事する最高執政官に (*illi*) 従順に義務を負うようにして立てられる。また、最高執政官は、人民と最高執政官とが、服従と支配の形式と方式に関する、すなわち、相互に誠実に承諾され受容され約束された誓約に関する一定の法と協定に従って互いに契約を結ぶ (*paciscor*) ようにして立てられる。／最高執政官と結ばれたこの契約 (*pactum*) すなわち委任契約 (*contractus mandati*) が、契約を結ぶどちらの当事者をも拘束することは、疑いのないところである。それは、正に契約を取り消したり、侵害することが、執政官にも臣民にも許されないためにである」(『政治学』第 19 章第 6 節) (*Constitutio magistratus summi est, qua illi imperium et administrationem regni, a corpore consociationis universalis delatam suscipienti, regni membra se ad obsequia obligant. Seu, qua populus et magistratus summus inter se mutuo certis legib. et conditionibus de subjectionis et Imperii forma ac modo paciscuntur, juramento ultro citroque fide data et accepta promissave./ Pactum*

て、彼に人民が託していないものは、人民が留保している。人民は、しかし、濫用の場合に取消しうる限られた委託しかしていないはずであり、それしかできない。その結果、人民は、すべての場合に滅びることのない「主人」(dominus)であり、多くのものについて上位者(major)なのである(第7-23節)。契約の形成には二つの要素がある。第一は、「王国の委託」(commissio regni)をなす。それは、また「選挙」(electio)と厳かな「就任式」(inauguratio)とからなる(第24-107節)。人民の名においてエフォルにより団体的規則にしたがって行われた選挙の際に、「誓約」(stipulatio)の形式で、支配の条件〔約定〕(Bedingungen)が「根本法」(leges fundamentales)として定められる^{125/126}。選挙は、完全に自由に行われるか、あるいは、

hoc, seu contractum mandati, cum magistratu summo initum, utramque partem contrahentem obligare, dubium non est, adeo ut revocare illum, vel violare, neque magistratui, neque subditis concedatur, in : AP by Friedrich, C. XIX, § 6). 「さらに、一方では委任を受けた最高執政官すなわち誓約した人、他方では委任する結合体全体、これらの人々の間でのこのような相互的な契約においては、(委任契約では普通に行われるように)結合体全体に負ったものであるかぎり、神すなわち正しい理性によってそして国家によって定められた法令にしたがって、王国あるいは国家の管理を行うことが、最高執政官の第一の義務である」(『政治学』第19章第7節)(In contractu autem hoc reciproco inter magistratum summum mandatarium, seu promittentem, et consociationem universalem mandantem, praecedit obligatio magistratus, (uti in contractu mandati fieri solet) qua se corpori universalis consociationis obstringit, ad regni seu Reip. administrationem, secundum leges a Deo, recta ratione atque a corpore Reip. praescriptas, in : AP by Friedrich, C. XIX, § 7).

¹²⁵ 訳注 スレイダヌス(Sleidanus)からの引用として、『政治学』第19章第39節(AP, C. XIX, § 39)は、カール5世(1500-1558, 在位1519-1556)が皇帝に選挙され誓いによって確認した25項目の「法と協定」(leges et conditiones)を具体的に紹介する。そして、『政治学』第19章第40節以下(AP, C. XIX, §40-46)では、いろいろな国の例が紹介される。ただし、AP by Friedrich, C. XIXは校訂に当りポーランドとブラバントの扱われた§45-46を削除している。次に、『政治学』第19章第49節(AP, C. XIX, § 49)は「法と協定」を「王国の根本法」(lex fundamentalis regni)と呼んでいる。訳注124参照。

¹²⁶ 訳注 『政治学』第19章第39節(AP, C. XIX, §39)における、この「法と協定」は、支配者による支配契約(Herrschaftsvertrag)がどのようなものであるかを具体的に知る手がかりと思われるので、参考までに訳出してみたい。そして、以下の文章の主語は文法的には「彼」であるが、アルトジウスはわざわざ「彼」とは「皇帝」であると示している。そのために、分かりやすくするために、あえて「彼」をすべて「皇帝」とする。なお、この部分には、AP by Carney, C. XIX, §39の英訳がある。

「1. 皇帝は、キリスト教国家、教皇、そしてローマ教会を守るべきであり、そうしたものの代弁者たるべきである(Tueatur (Caesar) Remp. Christianam, Pontificem et ecclesiam Romanam, cuius sit advocatus).

2. 皇帝は、法を衡平に執行し、平和に気を配るべきである (*Jus aequabiliter administret, et paci consulat*).

3. 皇帝は、あらゆる帝国の法、特に人々が金印勅書と呼んでいるものを確定すべきであるのみならず、人々の助言に従い、必要とあればさらに強化すべきである (*Leges Imperii omnes, praecipue quam auream vocant bullam, non modo confirmet, sed de ipsorum consilio, cum res ita feret, amplificet etiam*).

4. 皇帝は、帝国において、ゲルマン人から選出された評議会を設置すべきであり、それが国家を管理すべきである (*Senatum in Imperio constituat ex Germanis delectum, qui Remp. gerat*).

5. 皇帝は、帝国の諸君主や等族の権利、特権、地位をいささかも危うくさせたり、弱めてはならない (*Jura, privilegia, dignitatem principum et ordinum imperii minime convellat, aut imminuat*).

6. 皇帝は、必要とあれば選帝侯が相互に集まって国家について審議することができるようにすべきである。その一方で、皇帝自身は、彼らがその様なことをしないようにいかなる妨害も彼らに加えてはならないし、彼らを悪意に解したりしてはならない (*Electoribus liceat, cum erit opus, inter se convenire, deque Rep. deliberare: nullum autem ipse, quominus id faciant, impedimentum eis inferat, nec in malam partem accipiat*).

7. 皇帝は、君主に逆らって結ばれた民衆や貴族の諸同盟または諸団体を廃止すべきであり、そして将来このようなものが生じないように、法によって禁ずるべきである (*Multitudinis et nobilitatis federa, vel societates initas adversus principes aboleat, et ne tales in posterum fiant, lege prohibeat*).

8. 皇帝は、帝国の事項に関して、7人の選帝侯による承認なしには、他国と、いかなる同盟あるいは協定も結んではならない (*De rebus Imperii nullum fedus aut pactum faciat cum externis, nisi de septemvirorum assensu*).

9. 皇帝は、帝国の資産を揺るがせたり、抵当に入れたり、その他いかなる方法によってもそれを減じさせてはならない。そして、皇帝は、他国によって占有されたり、または帝国から奪い去られた財産も、まず、時宜を見計らって取り戻すべきである。しかし、特権ないし権利に基づいているものに損害をもたらしてはならない (*Facultates Imperii neque distrahat, nec oppignoret, nec alio quovis modo deteriores faciat, et quae sunt ab aliis nationibus occupata, vel ab imperio divulsa bona, primo quoque tempore recuperet, sic tamen, ne quid fraudi sit ullis, qui vel privilegio, vel jure nituntur, in: AP by Friedrich, C. XIX, § 39, numeri 9*).

〔「抵当に入れる」と訳したラテン語 *oppignoret* を接続法現在三人称単数と考えると、動詞の原形で該当するものがない。しかし、*AP by Friedrich, C. XIX, § 39, numeri 9* は *oppignoret* を誤植としては校訂していない。近い動詞は *oppignero* であるが、その動詞の接続法現在三人称単数は *oppigneret* になるはずである。そこでとりあえず、この動詞で考える。〕

10. もし、皇帝自身、または、皇帝の身内の誰かが持っているなにかが、帝国のものであって正当に得られたのでないならば、7人の選帝侯による異議申し立てがあれば、それを返還すべきである (*Si quid etiam ipse, vel ipsius familiae quispiam possideat, quod sit Imperii, non adquisitum legitime, reddat interpellatus a septemviris*).

11. 皇帝は、近隣の他国の王と平和や友好関係を促進させるべきである。そして、あらゆる等族、特に7人の選帝侯の意志によるのでないならば、帝国のことがらとして、帝国の領域の内外において、いかなる戦争も行ってはならない (*Cum vicinis aliisque regibus pacem et*

amicitiam colat, neque pro rebus Imperii, nisi de ordinum omnium, praecipue septemvirorum, voluntate, bellum suscipiat ullum, intra vel extra fines Imperii).

12. 皇帝は、彼ら〔選帝侯〕の同意なしには、いかなる外国の兵隊もゲルマンに引き入れてはならない。他方、皇帝自身または帝国が戦争に訴えられるときには、彼はいかなる防護策をもとることができる (Peregrinum quoque militem nullum in Germaniam adducat, nisi consentientibus illis. Quando autem bello petitur ipse, vel Imperium, liceat uti quibuscunque praesidiis, in: AP by Friedrich, C. XIX, § 39, numeri 12).

13. 皇帝は、選帝侯の同意によるほかは、いかなる帝国の議会〔の開会〕も宣言してはならないし、租税あるいは貢納も課してはならない (Conventum Imperii nullum edicat, neque vectigal, aut tributum imperet, nisi de consensu electorum).

14. 皇帝は、その上帝国の領域外で議会を開催してはならない (Conventus etiam non agat extra fines Imperii).

15. 皇帝は、公の事務については、外国人を長にするのではなく、むしろ貴族から選ばれたゲルマン人を長に任ずべきであり、あらゆる文書が、ラテン語か民衆の言語で作成されるべきである (Negotiis publicis praeficiat, non externos, verum Germanos ex nobilitate delectos, et conficiantur literae omnes latino, vel populari sermone).

16. 帝国の領域外では、いかなる身分も法廷に召喚してはならない (Extra fines Imperii nullum ordinem in jus vocet).

17. ローマにおいて、かつて教皇との間に締結された協定に反するたぐい多くのことが行われているため、皇帝は、特権や帝国の自由に損害が生じたりしないように、教皇のそばでとりなすべきである (Quia Romae multa fiunt adversus pacta quondam inita cum Pontificibus, det operam apud Pontificem, ne qua fraus privilegiis fiat et Imperii libertati).

18. ゲルマンにとって商人の大いに有害な独占が制限されるべきであるのと同様に、皇帝は、選帝侯とともに審議し、しばしば吟味した事項について成果をあげるべきである (Quomodo mercatorum monopolia valde perniciose Germaniae, coerceri debeant, rationem ineat cum electoribus, ac rem saepe deliberatam ad exitum perducatur).

19. 皇帝は、選帝侯の賛同なしに、いかなる課税もしてはならないし、ライン川周辺に住む選帝侯の推薦状によって税を軽減してもならない (Portorium nullum, aut vectigal imponat, nisi assentiantur electores, neque literis commendatitiis electorum qui sunt ad Rhenum, vectigalia deteriora faciat).

20. もし皇帝が、ある身分に対してなにか訴訟を起こすなら、法にしたがって争うべきであり、その一方で、正当に裁き〔の場〕に出頭する者に対し、いかなる暴力も加えてはならない (Si quam habet actionem in aliquem ordinem, legibus experiatur, vim autem nullam adhibeat iis, qui se cognitione legitime sistunt).

21. 皇帝は、たまたま所有者のいなくなった帝国の財産を、何人にも譲渡してはならないが、公的資産に充当すべきである (Imperii bona, quae forte vacabunt, nemini conferat, sed ad publicum patrimonium referat).

22. もし皇帝が、等族の助けを借りて、なにかある他国の地方を獲得するならば、帝国の一部とすべきである。もし、皇帝自身の兵力と戦術によって、公的な何かを取り戻すとしても、国家に返還すべきである (Si quam alienam provinciam auxiliis Ordinum adquiret, Imperio conjungat:

si publicum quid suis copiis atque Marte recuperabit, Reip. restituat, in: AP by Friedrich, C. XIX, § 39, numeri 22).

23. 皇帝は、空位期間中に、プファルツ伯やザクセン公が公のために遂行したであろうものを有効と認めるべきである (Quod interregni tempore Palatinus atque Saxo publice egerint, ratum habeat, in: AP by Friedrich, C. XIX, § 39, numeri 23).

〔「遂行する」と訳したラテン語 *egerint* を接続法未完了ないし完了形の三人称複数と考えると、動詞の原形で該当するものがない。しかし、AP by Friedrich, C. XIX, § 39, numeri 23 は *egerint* を誤植としては校訂していない。近い動詞は *egero* であるが、その動詞の接続法未完了三人称複数 *egererent*、接続法完了三人称複数 *egesserint* になるはずである。そこでとりあえず、この動詞で考える。なお、AP by Carney はこの部分を、“have performed in their public capacity” とし、「執行した」の意味でとっている。〕

24. 皇帝は、帝国の威厳を自身の身内の財産や相続物とするようないかなる会議も開いてはならない。しかし、カール 4 世の法や教皇の法の規定にしたがい、自由にして公正な選挙能力を、7 人の選帝侯には許すべきである。これと異なってなされてしまうことは、無効と見なされるべきである (Concilium nullum ineat, quod dignitatem Imperii suae familiae peculiarem et hereditariam faciat, sed liberam et integram permittat septemviris eligendi facultatem, juxta Caroli quarti legem, et juris Pontificii praescriptum; quod secus factum erit, irritum habeatur).

25. できる限り早く、皇帝は就任式のためにゲルマンに赴くべきである (Ut primum licebit, in Germaniam se conferat inaugurationis causa).〕

この後、さらにアルトジウスは、16 世紀初頭における各国（フランス、イングランド、スペイン、スウェーデン、ポーランド、ブラバント）の例も紹介している。なお、この部分（『政治学』第 40 節から第 48 節まで）のラテン語テキストは、AP by Carney ではドイツの例を紹介するだけで十分であるとして訳出されていないが、一例としてイングランドに関する箇所を訳出してみたい。

「イングランドの王は次のことを誓う。すなわち、生涯を通じて神に畏敬と誉れを証明し、人民に衡平な法を語り、あらゆる不当な法と不正な慣習を廃止せんとすることを」（『政治学』第 19 章第 41 節）(Rex Angliae jurat, se tota vita exhibiturum reverentiam et honorem Deo, se dicturum jus populo aequabile, et abrogaturum omnes iniquas leges et injustas consuetudines, in: AP by Friedrich, C. XIX, § 41).

以上の記述からもわかるように、アルトジウスは、イギリスに関してはドイツほど詳細な紹介をしてはいない。しかしながら、このことはイギリスにおいて国王の支配契約が存在しなかったことを意味しない。J. C. Holt によれば、中世以来イングランドでは、国王の戴冠式において、上記に挙げられた、法に関する事項の他、「有力諸侯の判断や助言にしたがうこと」や「教会を護ること」などが宣誓されてきたとの指摘がある (Holt, J. C., *Magna Carta*, 2nd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 1992 (1965), p. 93 f.). また、13 世紀の法律家 Bracton のテキストにも、同旨の記述がある (Bracton, *De Legibus et Consuetudinibus Angliae*, folio 1, 1b, 107. なお、この書のラテン語テキストとして次の文献を参照。Bracton, *On the Laws and Customs of England, Translated, with Revisions of the Latin Text of 1915 - 1942* Edited by George E. Woodbine, with Notes, by Samuel E. Thorne, Cambridge (Mass.): The Belknap Press of Harvard University Press in Association with the Selden Society, Vol. II, 1968, p. 19, 21 and 304). ドイツやイギリスにおけるこ

統治体制 (Verfassung) に制限される。たとえば、その制限は一定の国民性に制約され、あるいは、人民によって定められた世襲法にしたがって行われる。どの場合でも、選挙は、統治体制を作る (konstitutiv) 行為である。それは、支配者の権限を、神の意志にしたがって、それゆえに、たしかに神に由来する法として作り出すものである。支配者との契約の第二の要素は、臣民の側が服従宣誓を行うことによって作られる (第 20 章)。かくして、契約は完成する。一方から破られるまで、支配者と人民とを拘束する。もし人民がそれを破るなら、支配者は、その義務を免れる。それを支配者が破るなら、もっぱら「支配者がもし敬虔にかつ正当に命令するならという協定に基づいて」(sub conditione, si pie et juste imperaturus sit) 義務を負った人民は、あらゆる契約上の義務から解放され、任意に、新しい支配者あるいは新しい統治体制 (Verfassung) を作るができる (第 20 章第 19 - 21 節)。

[GA32] 以下の章では、アルトジウスは、そのようにして任命された [GF45] 執政官の「管理」(administratio) を「帝国の法律にしたがった人民の主権的権利の執行」として論じている。

執行規範と執行分野

はじめに、彼は、7つの章 (第 21 - 27 章, 第 1 版では第 16 - 22 章) で、執行の規範と基準を論じている。その遵守を「政治的英知」(prudentia politica) と要約している。この種のたくさんの事例にならって、彼は、宗教的、倫理的、法学的、社会政策的な観点を結び合わせている。

さらに、彼は、10 章にわたって (第 28 - 37 章, 第 1 版では第 23 - 31 章)、個々の執行分野を扱っている。その執行は、とりわけ公的な問題と全体の公的財産の問題に向けられなければならない。以前行われた主権的権利の分割にならって、まず第一に、教会問題の執行は、学校制度を含めて、厳格に国教會的な精神で論じられる (第 28 章)。それに続いて、法律の裁可と司法における法律の適用が議論となる (第 29 章)。さらに、「検閲」(censura) をする厳

うした支配契約の背後には、双方ともに、支配者による恣意的な権力行使の抑制の観点が働いているということが指摘される。〔松原〕

格な風紀警察（第 30 章）, 「保持されるべき一致を得ようと努めること」 (*studium concordiae conservandae*) のために少なくはなく干渉的な（とくに分派, 集会, 結社を監視する）治安警察（第 31 章）が勧められる。続いて, 「社会生活の便宜上欠かせない手段の管理」 (*procuratio mediorum ad vitae socialis commoditates necessariorum*) を論じる中で, 人民の経済活動も, そして租税, 職務, 官職の分配も論じられている（第 32 章）。すぐその次に, 非常に詳しく, 「結合体全体の全体会議」 (*concilia universalia consociationis universalis*¹²⁷), 「帝国議会」 (*Reichstag*), 「普通帝国会議」 (*gemeine Reichsversammlungen*), これらの定期的な召集の必要性が語られ, その会議の [GA33] 実定法的な形態が世界〔ヨーロッパ〕のすべての人民ごとに描かれ, とりわけドイツ帝国法にしたがって描かれている（第 33 章）。十分詳細に, 平時（第 34 章）と戦時（第 35 - 36 章）における「武器の管理と使用」 (*cura et tractatio armorum*) が, 国際法のたくさんの資料を引用しながら述べられる。公的な問題の執行と並んで, 公的財産の執行がある。理論的にその最高の原理として, すべての「公物と財物」 (*res publicae et fiscales*) は人民の財産であり, 人民の最善のためにのみ使用されるべきである（第 37 章第 1 - 61 節）, こういう思想が貫かれる。それは, 官職, 等族, 帝国団体の監督と保護（同第 62 - 78 節）が貫かれるのと同様である。最後にしかし, 執行は, 全体の福祉だけでなく, 個々人の幸せにも配慮しなければならないし, 人と財産に統治権力を行使して自由と所有への一切の恣意的な侵害を止めなければならない。

統治権力の濫用と専制政治に対する法的な救済手段

[GF46] 第 38 章で, アルトジウスは, 非常に包括的に専制君主 (*Tyrannis*) とその防止とを論述して, 統治権力の濫用の議論に移る。たしかに, 彼は, ここで再度, 人民の不可譲渡の主権論をあらゆる側面から根拠づけ, もっとも新しい攻撃に対して防御することが述べられる。

[GA34] 固有な意味の専制君主として彼のみているものは, 権利を破り義務を怠る本来の〔正

¹²⁷ 訳注 このラテン語は本文からのものではなく, 『政治学』第 33 章 (AP, C. XXXIII) の表題からのものである。

当な] 支配者である。いわゆる「称号のない専制君主」(tyrannus absque titulo¹²⁸) は、彼には、私人ならだれでも攻撃し追い払うことのできる公的な敵に過ぎない。通説は、そのような「称号のない専制君主」の考え方と、「執行における専制君主」(tyrannus quoad exercitium¹²⁹) と

¹²⁸ 訳注 このラテン語句は『政治学』第 38 章第 27 節 (AP, C. XXXVIII, § 27) の小見出しから来ている。第 27 節の小見出しは次のようである。「称号のない専制君主は元来専制君主ではない。そして、私人によって殺害されることさえあり得る」(Tyrannus absque titulo, non proprie est tyrannus, et a privatis etiam tolli potest)。

なお、AP by Carney, note 6, p. 193 は「称号のない専制君主」について次のようにいう。「公的な機能、公的な財貨、私的な権利、これらの正しい執行は、教会の執行と世俗的な執行に関する第 28-37 章においてアルトジウスによって述べられている。特別な専制 (special tyranny) はこれら三つの執行領域の一つもしくはそれ以上の濫用だから、アルトジウスのその詳細な議論はここでは省かれる。一点だけ注意される。すなわち、彼は称号のない専制君主 (tyrannus absque titulo) を専制君主であるとは全然考えていない。王国の敵である私的な市民 (private person) だけをそう考えている。というのは、そのような人は決して正当に最高執政官にはならなかったからである。執行による専制君主 (tyrant by practice, tyrannus exercitio) だけが真の専制君主である。」

¹²⁹ 訳注 このラテン語で表現される言葉そのものは AP には見当たらない。それゆえに、ゴールケのアルトジウス解釈に属する。それで、アルトジウスがどのように専制君主を考えているかを若干調べる必要がある。

アルトジウスは専制政治 (tyrannis) を、執行 (administratio) の中に分類しつつも、公的な執行と私的な執行 (『政治学』第 28 章第 1 節) (AP, C. XXVIII, § 1), そして、「正しい正当な執行」(justa et recta administratio) と「反対のもの」(contrarius), いわばそれぞれ前者から独立したテーマとして専制政治を位置づけている (『政治学』第 38 章第 1 節) (AP, C. XXXVIII, § 1)。次に、AP by Carney, note 1, p. 191 は、第 38 章は『政治学』の 1603 年版にはなかった、そして、1617 年版の『権利と裁判』第 1 篇第 113 章は「公的権力の濫用」という表題を持ち、専制政治とその処罰を論じているという。実際、1649 年版の『権利と裁判』第 1 篇第 113 章 (AD, Libri I, CXIII) もそのようになっている。

それで『政治学』第 38 章についてみてみたい。まず、アルトジウスは専制政治を「国家の専制的な執行」(tyrannica Reip. administratio) ととらえ、それを二種類に分類している。すなわち、「一つは、王国の基本法の転覆と廃止に意の用いられるものであり、もう一つは、敬虔と正義に反する結合体の事務と物の執行から成り立っているものである」(『政治学』第 38 章第 5 節) (Una, quae in legibus regni fundamentalibus evertendis et tollendis occupatur. Altera, quae in negotiorum et rerum corporis consociati administratione, pietati et justitiae contraria, consistit, in: AP, C. XXXVIII, § 5)。そして、後者は一般的専制と特殊的専制に分けられるが、一般的なものとは、「最高執政官が絶対的権力、すなわち一切の権力をその執行において行使し、人間社会がおおわれてきた制約ときずなを破壊し侵害するときに」存在する (『政治学』第 38 章第 9 節) (quando summus magistratus absoluta potestate, seu plenitudine potestatis, in administratione sua utitur, et repagula atque vincula, quibus humana societas est obserata, revellit et perfringit, in: AP, C. XXXVIII,

を対比させ、専制君主の概念をより制限している（第 27 節）。細心の注意を払って、彼は、真の専制君主の決定的な特徴を定義しようとしている。こうした判断基準が存在しているなら、君主に対しても共和国の執政官に対しても、人民には「抵抗権と罷免権」(*jus resistentiae et exauctorationis*¹³⁰)がある。この権利は、契約・官職・命令の本質、人民主権の概念、自然法、

§ 9). それに対して、特殊なものとは、「執行のいくつかの部分と主要な部分に相對しているものである。もちろん、結合体の事務や財産の執行に、あるいは私人の権利に相對しているものである」(『政治学』第 38 章第 10 節) (*quae quibusdam administrationis partibus et capitibus adversatur: nimirum administrationi negotiorum, vel bonorum corporis consociati, vel privatorum juri, in: AP, C. XXXVIII, § 10*).

こうしてみると、たしかに、ギールケが、アルトジウスの専制君主を「執行」(*exercitium*)の問題にみいだしているのは正しい。しかし、アルトジウス自身は、「執行」(*administratio*)で専制政治が起きることを認識しているだけでなく、その起き方を、①国家の基本法の根本的な転覆と廃止の場合と、②国家の基本法の根本的な転覆と廃止には至らないが全権力の無制約な掌握をはかる場合と、③国家の事務や財産などの個別具体的な侵害と破壊の場合に區別しているのは注意される。というのは、ギールケがこれらの區別に言及しないまま、「執行」という点に着目して「称号のない専制君主」と「執行における専制君主」を區別しているからである。そのために、アルトジウスの関心が、「称号のない専制君主」よりも「執行における専制君主」にあることを、ギールケが十分把握しているといえるかどうかは問題になりうる。

次に、『政治学』第 38 章 (*AP, C. XXXVIII*) の表題をみてみたい。すなわち、それは「専制政治とその救済策」(*De tyrannide ejusque remediis*) である。それゆえに、アルトジウスの関心の一つは、専制政治の認識を踏まえてそれをどのように救済するかにあったというべきであろう。この救済にかかわる議論は、まさにギールケのいう「抵抗権と罷免権」に関連して論じられている。訳注 130 を参照のこと。

¹³⁰ 訳注 ギールケは「抵抗権と罷免権」というようにセットで表現しているが、そのようなセットの表現はアルトジウスには見当たらない。しかし、「抵抗と罷免」というように「抵抗」と「罷免」とは対語で表現されているので、ギールケが「抵抗権と罷免権」というのは解釈であるが、受け入れられるべきものであろう。次の文章がある。「専制政治の性質が認識されたから、次に、しかるべきときに専制政治が取り除かれる救済策について吟味されるべきである。その救済策は、専制君主への抵抗とその罷免から成り立っている。そして、それは個々の貴族にだけ許されている。エフォルに関して前述の第 18 章で我々が論じたように」(『政治学』第 38 章第 28 節) (*Cognita tyrannidis natura, videndum nunc est de remedio, quo tempestive illa tollatur; quod consistit in resistentia et exauctoratione tyranni, solis optimatibus concessa; ut diximus supra c. 18. de Ephoris, in: AP, C. XXXVIII, § 28*).

そして、アルトジウスは、救済策としての抵抗権の行使のあり方を詳しく述べている。以下紹介しておこう。すなわち、「それゆえに、この抵抗は、エフォルが言葉が行いによって最高執政官の専制政治を阻止するようにして行われる。そして、彼を正せないときには、さもなければ結合体の健全で、良い状態の、保障された権利が保持され得なく、国家が害悪から

神の言葉これらから引出された 12 個¹³¹ の根拠をもって証明され (第28 - 43節), 聖書と世俗の歴史の先例によって裏づけられた (第 44 - 45 節). そして, この権利は, アルベリクス・

解放され得ないときには, 彼を罷免するか社会から抹殺する. /人民の名において貴族が持っている権利だが, 最高執政官に真に抵抗する, そして, 彼をその職務から退ける権利として, 主として, 以下 10 個の根拠がある」(『政治学』第 38 章第 29 節) (*Resistentia igitur haec est, qua ephori verbis factisque tyrannidem summi magistratus impediunt, eumque quando insanabilis est, et aliter jura consociati corporis salva, sarta, tecta conservari et Resp. a malis liberari nequeunt, exauctorant vel e medio tollunt./ Juris vero resistendi summo magistratui, eumque ab officio suo removendi, quod habent optimates nomine populi, sunt potissimum rationes decem sequentes, in: AP, C. XXXVIII, § 29*). /このように, それゆえに, 結合体全体のエフォルと貴族に帰属する最高執政官の専制政治に対する抵抗権を, その論拠, 決議, 先例に関して私たちは大いに吟味した」(『政治学』第 38 章第 45 節) (*Ita ergo jus resistendi tyrannidi magistratus summi, ephoris et optimatibus universalis consociationis competens, et rationibus et autoritatibus atque exemplis abunde probavimus, in: AP, C. XXXVIII, § 45*). /実にエフォルがこの権利を正しく行使するために, 彼らは以下の必要条件を尊重しなければならない. 第一に, どんな貴族あるいはエフォルが専制君主に抵抗できるのか, そして, 抵抗することを義務づけられるのか. 第二に, いつか. 第三に, どんなふうにしてか. 第四に, いつまでにかどれほど長くか」(『政治学』第 38 章第 46 節) (*Ut vero ephori hoc jure recte utantur, necesse est requisita sequentia observent: 1. Quinam optimates seu ephori tyranno resistere possint et teneantur: 2. Quando: 3. Quomodo: 4. Quousque et quandiu, in: AP, C. XXXVIII, § 46*). /それゆえに, 最初に専制政治に抵抗でき, そしてその義務を負わされるものは, 王国の貴族全体と貴族の一人ひとりであり個人 (singuli pro virili) である」(『政治学』第 38 章第 47 節) (*Resistere igitur primo tyrannidi possunt et tenentur optimates regni universi et singuli pro virili, in: AP, C. XXXVIII, § 47*). /実際に抵抗するエフォルや貴族に加担する義務があるのは, 国家と国家の法とが健在であることを願うところの, 抵抗する臣民と祖国を愛する市民である」(『政治学』第 38 章第 48 節) (*Resistenti vero ephoro, vel optimati, debent se adjungere subditi resistentes et cives patriae amantes, qui Remp. ejusque jura salva esse volunt, in: AP by Friedrich, C. XXXVIII, § 48*). /援助, 資金, 協議によって抵抗するものを支えることを拒絶するものは, 敵や逃亡者と同様に扱われる. それゆえに, 専制君主に対しては, まるで一般の大火災に向かうように, 全国家が燃え上がらないために, すべての人がそして一人ひとりが走らなければならない, 競争して水を汲み, 屋根によじ登り, 炎をせき止めなければならない. それが現実に存在し暴虐を行っているそのときにはもちろんのことである」(『政治学』第 38 章第 49 節) (*Detrectantes, ope, pecunia vel consilio resistentem juvare, habentur pro hostibus et desertoribus. /..... Ergo contra tyrannum, tanquam ad incendium publicum, omnes et singuli currere debent, certatim aquam haurire, tecta scandere et flammam arcere debent, ne tota Respub. conflagret, tum scilicet, quando est in actu et tyrannidem exercet, in: AP, C. XXXVIII, § 49*). アルトジウスの生々しい抵抗の描写に圧倒されないであろうか.

¹³¹ 訳注 アルトジウスは『政治学』第 38 章第 29 節 (AP, C. XXXVIII, § 29) で「10」個と述べているが, 実際いわれているものは同第 38 章第 30 節から 45 節 (AP, C. XXXVIII, § 30-45) までの「12」個である. ギールケは実際の個数に言及している.

ゲンテイリス (Albericus Gentilis), ウイリアム・バークレイ (William Barclay), ジョヴァンニ・ベッカリア (Giovanni Beccaria), ボダン, これらの人たちの攻撃に対して弁護された (第 77 - 130 節). しかし, この権利の行使は, 全体としての人民にだけ与えられ, しかも, 人民の名においてエフォルに与えられる. 個々の臣民 (「私人にして臣民」(privati et subditi)) には消極的抵抗権だけがあり, 直接的脅迫の際には自然法に根拠づけられる正当防衛の権利がある (第 65 - 68 節). それに対して, エフォル全体は, 専制君主であることを確認し, 回心を勧めても成果がなく, その他平和的な手段を試みても無駄であったということがあってからはじめて, 専制君主から国家 (Reich) を奪い取り, 彼を暴力をもって追放する, あるいは, 死刑の判決を下し処刑する, そうした権限と義務とを持っている (第 53 - 64 節). しかし, 個人としては, 彼らは, その地方を専制君主に対して保護し, 緊急事態では地方とともに [神聖ローマ] 帝国のくびきを逃れて他の支配者に服するあるいは独立を宣言する権限と義務とを持っている (第 46 - 52 節). というのは, 「王国全体は……家族, 団体, 村, 城市, 都市, そして [GA35] 地方」(regna universalia a familiis, collegiis, pagis, oppidis, civitatibus et¹³² provinciis) から成り立っているために, 国家の各部分は, その最高の保護者による結合契約破毀の場合には, 解放され, 独立国家として統治組織を作ることができるからである (第 76, 110 - 114 節). [GF47] しかしこうしたことはすべて, 統治権力を法の制限の中に封じ込めるから, 統治権力を弱体化するのではなく, 強化する, とアルトジウスは思っている (第 71 - 75 節).

単なる統治形態の相違, すなわち国家形態の相違

最終章 (第 39 章, 第 1 版では第 32 章) は, 国家形態の相違を論じている. 国家形態は, 最高に特徴的な仕方であるが, 単純な「最高執政官の類型」(species summi magistratus) として終章に回されている! 最高執政官は, 「君主制的」(monarchicus) か「多頭制的」(polyarchicus)

¹³² 訳注 AP, C. XXXVIII, § 114 は et でなく, ac としている.

かである（第1節）。混合からも変種からも新しい形態は生じない（第2節）。間違っているのは、ボダンの国家形態と統治形態の区別の方である。というのは、主権的権利はつねに人民に帰属しているために、国家形態の相違はすべて、たんに執行の相違に過ぎないからである（第3節）。君主制では（第4 - 31節）最高の公職者は自然人である。君主は、しかし、当然、法的に制限された権力を持っていて、人民の機関の協同と統制に拘束されている。いかなる君主制であっても、したがって、貴族制的な要素と民主制的な要素がないわけではない。逆に、多頭制はすべて、統一性をなんらかの形で鋭く表すために、君主制的な要素を示すものである。こうした意味で、すべての健全な国家形態 (Staatskörper) には、人の気質がいろいろ混じり合ったものであることに類似した複合的なものがみられる。純粋な統治体制 (Verfassung) というものは歴史的にはほとんど出現していないし、いずれにしろ永続しないものである。しかしつねにこうした要素のどれかが強く現れるものであり、統治形態にはそうした性格があるものである。したがって、固有な「混合形態」というものはあり得ない。そのような意味で、ドイツ帝国は、君主制である。多頭制の執政官（第32 - 44節）とは一体として集約された多数の人々であり、それは、統治できるためには、必然的に、団体として、長・決定組織・機能分配に関する一定の規則をもって形成されなければならない。貴族制では（第46 - 56節）、少数の貴族たちが「結合し一つとなって」(conjunctim et individue) 主権的権利の執行を託されている。民主制では（第57 - 82節）、交互にある期間選ばれた長が継続的な統治を託され、地方と共同体の代表者、あるいはコルポラティオン、諸会議 (Kurien)、百人隊 (Centurien)、部族 (Tribus)、クラス (Klassen¹³³)、これらの代表者がエフォルの役割を果たす¹³⁴。「最高執政官」(summus magistratus) は、しかし、ここでは、人民会議である。そ

¹³³ 訳注 『政治学』第39章第58節では、「王国の全人民が区分されている階級」(classium, in quas populus totius regni est distributus, in: AP, C. XXXIX, § 58) とある。

¹³⁴ 訳注 ギールケが「これらの代表者たちがエフォルの役割を果たす」というとき、「代表者」という用語に注意したい。アルトジウスは、以下紹介するように、「代表者」という包括的な用語を用いていないのに、ギールケはエフォルの働きをする者を「代表者」として要約的に表現したからである。しかも、アルトジウスにあっては、エフォルの働きをする者は、国家組織の頂上にいる少数のエフォルだけでなく、上の組織から下の組織へと徐々に下降す

ここでは、人民自身が一体をなすものとして (*populus ipse instar unius*¹³⁵) 最高の主権的権利を直接行使する。これらの統治形態のいずれにおいても、アルトジウスは、その歴史的現象形態と変化を論じている。[GA36/GF48] こうしたことに加えて、彼は、伝統的な仕方で、その長所と短所、その維持の方法とその変質の原因を議論している。何が「最良の」統治形態かを決定しているわけではなく、いろいろな見方を紹介しているにすぎない。

『政治学』の結論

以上が注目すべき本書の本質的内容である。しかし、同書を評価するにはそこに表現された政治思想の展開の歴史をもっと詳しく考察したいがそのまえに、アルトジウスの法学研究を一瞥したい。それは彼の法・国家論を完全に描写するためである。

るにつれて量的に増大していて、そうしたすべてのものがギールケにあっては「代表者」として捉えられているからである。

『政治学』第 39 章第 57-58 節 (AP, C. XXXIX, § 57-58) は興味深いので該当の箇所を紹介したい。なお、AP by Carney は、第 57 節の冒頭の *Democraticus status, seu magistratus est* を、*The state or magistrate is democratic* と英訳しているだけなので、全部訳しておきたい。すなわち、「民主的な状態あるいは民主的な執政官は、王国の体に結合された人民のあるいは王国の全住民の名において、交替交替にあるいは世襲的に、一定期間全体から選挙されたそのある者たちが、百人隊ごとに、部族ごとに、会議ごとに集められた全人民投票にしたがって、主権的権利と最高権力の権利とを獲得し執行する限度内において、他のすべての個人あるいは全体に命令をするときに存在する。ボダンをみよ」(『政治学』第 39 章第 57 節) (*Democraticus status, seu magistratus est, quando populi in regni corpus consociati, seu regnicolarum universorum nomine, quidam ex iis alternatim et successive, certis temporibus ab universis electi, caeteris omnibus singulis, vel universis imperant, ita ut secundum suffragia populi universi centuriatim, tributim, sive curiatim collecta, jura majestatis et summae potestatis usurpent et administrent. Vide Bodin, in: AP, C. XXXIX, § 57*).

次に『政治学』第 39 章第 58 節をみてみよう。すなわち、「この政治的状态では、貴族とエフォルの地位と役割を担うのは、他の者がいないならば、地方の保護者、すなわち伯爵、君主、王侯であり、さらにまたこのような者がいないなら、団体、会議、部族、百人隊、王国の全人民が区分されている階級、これらの管理者である」(『政治学』第 39 章第 58 節) (*In hoc statu politiae, optimatum et ephorum, si alii non sunt, locum et vices tenent provinciarum praesides, Comites, Duces, Principes, aut si tales nulli sunt, praefecti collegiorum, curiarum, tribuum, centuriarum aut classium, in quas populus totius regni est distributus, in: AP by Friedrich, C. XXXIX, § 58*).

¹³⁵ 訳注 『政治学』第 39 章第 59 節 (AP, C. XXXIX, § 59).